

勝山市こども計画

～こども・若者の未来を築く～

令和7年3月

勝山市

はじめに

勝山市こども計画の策定にあたりご挨拶申し上げます。

勝山市では、令和2年度に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき高校生までの医療費無償化、全小学生を対象とした各小学校での放課後児童対策、福井県内の自治体では初となる保育料の完全無償化など、市独自の子育て支援策や結婚支援事業に積極的に取り組むことで、子育て環境日本一をスローガンに積極的にこども政策に取り組んでまいりました。

今、日本では急速に進行する人口減少・少子高齢化や核家族化、デジタル技術の高度化など、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。こどもたちが将来にわたり幸福な生活が実感できるよう、こどもの貧困や虐待、不登校などの様々な課題に真摯に取り組み、こどもと家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

これらの課題の解決に向けてこどもや若者に関する施策を日本全体で総合的、包括的に推進するため令和5年度に、「こども基本法」および「こども大綱」が制定されました。

こうした背景を受けてこれまでの子育て支援施策に加えてこどもや若者が健やかに育ち、夢と希望を持って未来を築いていけるよう、市民アンケートの結果やこども・若者からの意見を反映し、新たに策定したのが「勝山市こども計画」です。

「こどもが育つ、まちが育つ、わいわいわくわく未来の勝山」を基本理念に、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子育てに関する不安や経済的負担の軽減をはじめとした子育て支援の充実や教育環境の整備、こどもたちの居場所づくりなど、様々な施策を重点的に推進していきます。

こども計画の推進にあたりましては、地域、企業など関係機関と行政との連携が不可欠となります。市民の皆様および関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本計画の策定には、勝山市子ども・子育て支援審議会の委員の皆さまをはじめ関係者各位からいただきましたご協力に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

勝山市長 水上 実喜夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の趣旨	1
1-2. 計画の位置付けと期間	3
1-3. 計画の策定体制	5
1-4. 計画の推進体制	5
1-5. 計画の進行管理	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

2-1. 少子化の動向	6
2-2. 家族や地域の状況	11
2-3. こどもの状況と子育ての実態（アンケート調査より）	14
2-4. 子育て施策の状況	23

第3章 基本理念

3-1. 基本理念	25
3-2. 施策体系	26

第4章 基本方針と基本施策の展開

基本方針1	こども子育ての幸せを実現	27
	① 子育てに関する不安や経済的負担の軽減	
	② 仕事と子育てが両立できる環境づくり	
	③ 子育てにかかわる人材の確保	
基本方針2	こどもの安全・安心を確保	31
	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	
	② 健やかな成長を促す生活習慣の確立	
	③ 各家庭の状況に応じた伴走型支援	
	④ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	

基本方針3	地域全体で子育てを応援	37
	① 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成	
	② 地域と連携したこどもの居場所づくり	

基本方針4	こどもの夢や希望を応援	39
	① 質の高い教育環境の整備	
	② こどもが安心して過ごし遊び学ぶことのできる環境づくり	

基本方針5	若者がいきいきと活躍できるまち	42
	① 結婚を希望する方への支援	
	② 悩みや不安を抱える若者の支援	
	③ 若者の夢や希望を応援	
	④ こども・若者の意見の反映	

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

5-1.	量の見込みと確保方策について	47
5-2.	事業体系について	47
5-3.	提供区域	50
5-4.	教育・保育給付事業	51
5-5.	教育・保育の量の見込みと確保の内容	52
5-6.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	55

第6章	計画に基づく施策の指標	68
------------	--------------------	-----------

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の趣旨

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に『こども基本法』が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取り扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

同法第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。また、「こども計画」は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとされています。

このような国の動きを受け、勝山市においても、「勝山市こども計画」を策定し、少子化に対応し、こども大綱で掲げられた「こどもまんなか社会」や勝山市総合計画で目指す「わいわいわくわく 安心安全のまち かつやま」の実現に取り組んでまいります。また、以下の計画を含め、こども施策を総合的に推進していきます。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき策定する「子どもの貧困対策についての計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、「子ども・若者計画」

こども計画では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

こども
まんなか

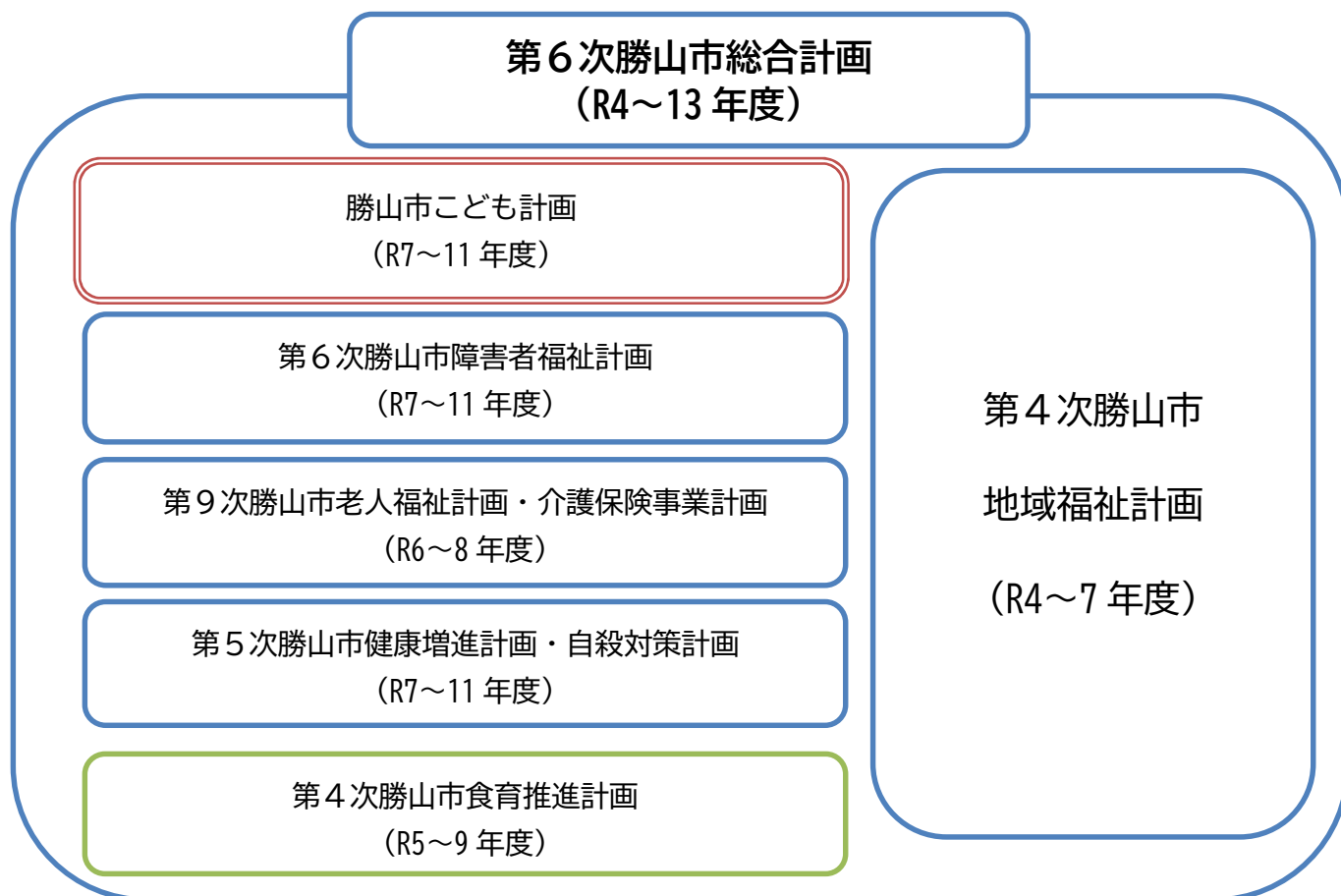
1－2. 計画の位置付けと期間

(1) 他の計画との関係

「勝山市総合計画」を上位計画とし、これまで取組みを進めてきた「第2期勝山市子ども・子育て支援事業計画」における基本的な考え方を継承したうえで、その他の個別計画との整合性を図りながら、今後、進めていくこども・子育て支援施策についての理念及びその方向性や目標を総合的に定めています。

この計画の実施にあたっては、福祉、教育、医療・保健等、さまざまな分野が連携して事業を推進することはもちろんですが、行政のみならず、家庭や地域、保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、企業等が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしながら、一体的に施策の推進を図っていきます。

また、この事業計画は社会福祉法に基づいて策定された「勝山市地域福祉計画」の一翼を担う計画としても位置付けられます。



(2)「第2期子ども・子育て支援事業計画」について

「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、近年の急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化など、家族及び地域を取り巻く環境が大きく変化する中、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、計画の基本理念として「育つよろこび 育てるしあわせ 豊かな自然に笑顔あふれるまち」を掲げ、下記について取り組んできました。

①質の高い教育・保育、子育て支援の充実

(事業例：保育園等における定員数の確保、障害児保育・延長保育の全園実施 など)

②安心して子どもを生み育てることができる環境の充実

(事業例：児童センター利用料無料、第3子奨励金の支給、保育料の軽減、5歳児健診の実施)

③社会全体で子どもの成長を見守る支援の充実

(事業例：ワークライフバランスの推進、子どもの交通安全を確保するための活動)

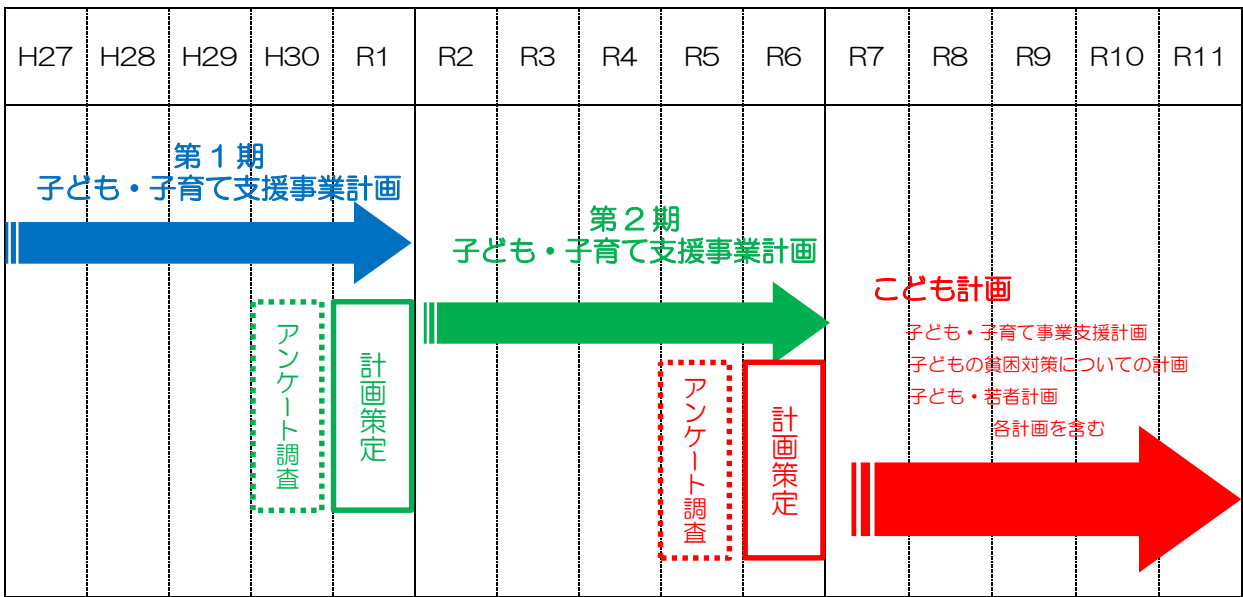
これらの目標を達成するため関係機関において、幼児教育・保育サービスの充実や子育て家庭の経済的支援、親子の健康支援など様々な事業を展開してきました。

事業の評価としては、ほとんどの事業で概ね目標を達成し、令和6年1月に保護者を対象に実施したアンケートからは子育て支援環境について充実しているという声がある一方、更なる保育サービスの充実や経済的支援を求める意見も多くあります。

こども計画では、これらの意見も踏まえ、適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保や子どもや保護者にとって安全安心でより充実した取り組みを推進していきます。

(3) 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



1－3. 計画の策定体制

市民アンケート調査（ニーズ調査）の実施

この計画の基礎資料とするため、未就学児童及び小学生の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

勝山市子ども・子育て支援審議会の審議

学識経験者、子ども・子育て関係団体、事業主代表、労働者代表、子育て支援事業従事者、市民代表等により構成される「勝山市子ども・子育て支援審議会」の委員が、計画内容についてさまざまな視点から審議し、策定にあたりました。

パブリックコメントの実施

計画の素案を公共施設等の窓口及びホームページなどを通じて公開し、市民から広く意見や改善案などを募り反映しました。

こども若者の意見聴取

中学生や高校生に対し、web アンケートにより意見を募り反映しました。

1－4. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、保育園等の子ども・子育て支援事業者や学校、企業などの関係機関と行政が連携を深め、それぞれの役割を担いながら互いに協力し合い、子育て支援施策を展開していきます。

1－5. 計画の進捗管理

「勝山市子ども・子育て支援審議会」において、毎年度、こども計画に基づく施策や子ども・子育て支援関連施策の実施状況や実績等について点検・評価し、計画の着実な推進を図っていきます。

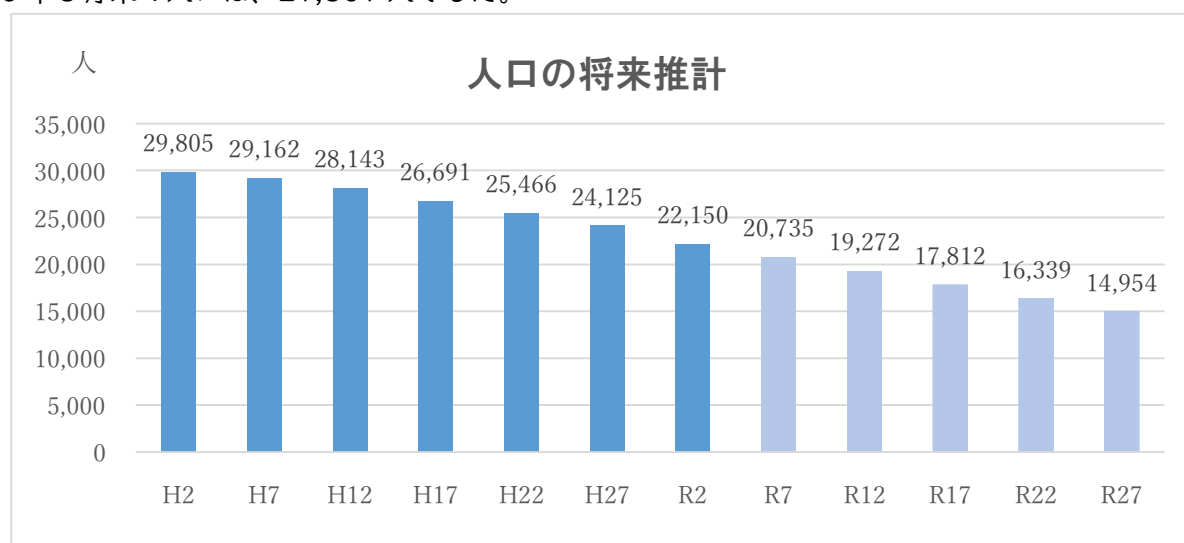
なお、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行っていきます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

2-1. 少子化の動向

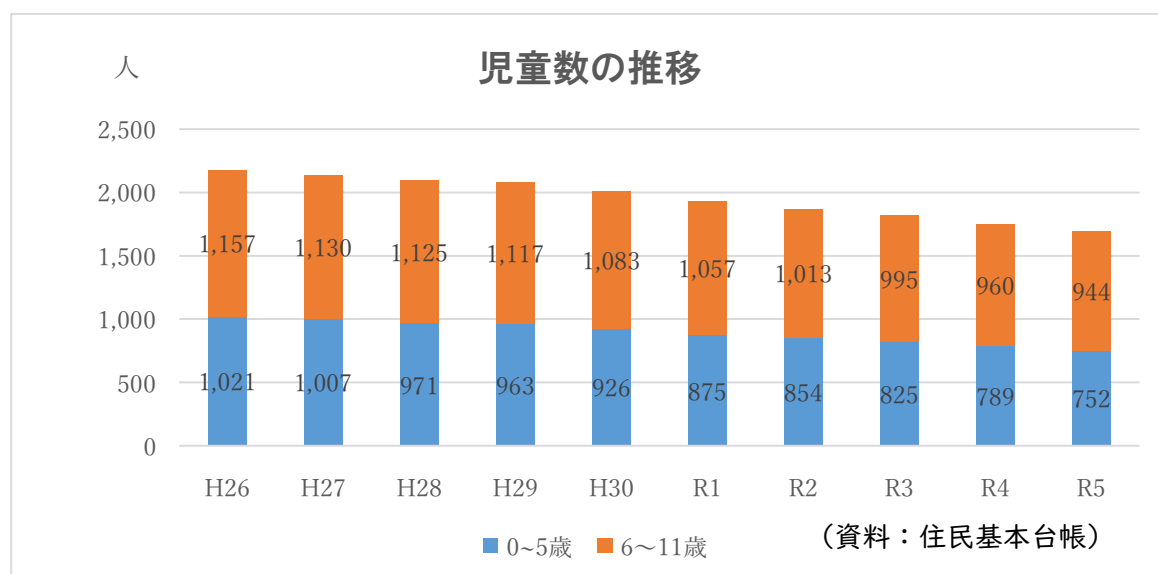
(1) 人口の動向

勝山市の人口は、減少傾向が続いています。平成2年には3万人を割り込みました。今後の推計では令和12年に2万人を割り込む見込みとなっています。住民基本台帳による令和6年3月末の人口は、21,307人でした。

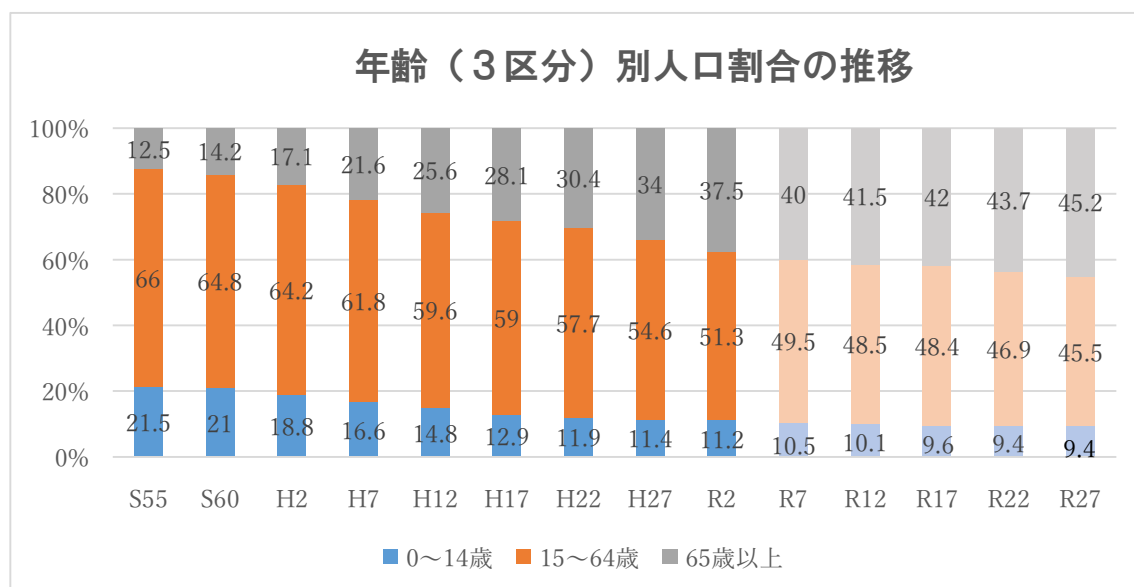


(資料：R2まで国勢調査 各年10月1日現在、R7以降は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシートR1.6版による推計)

児童数(0～11歳)についても減少傾向が続いており、特に5歳未満の減少が大きくなっています。



また、年齢別（3区分）でみると、年少人口割合（0～14歳）は、昭和55年には21.5%でしたが、減少傾向は続き令和2年において11.2%まで減少しています。一方で、老年人口割合（65歳以上）は昭和55年では、12.5%でしたが、増加が続き令和2年には37.5%となり、急速な少子高齢の現状は今後も進む見込みです。

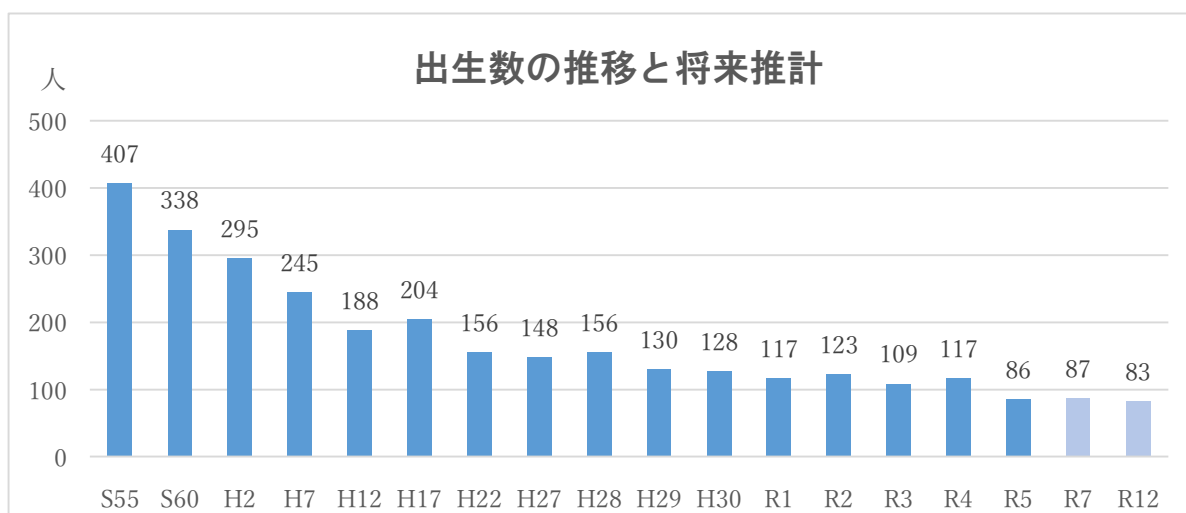


（資料：R2まで国勢調査 各年10月1日現在、R7以降は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシートR1.6版による推計）

（2）出生の動向

勝山市の出生数は近年大幅な減少傾向にあり、平成22年度は160人を割り込み、令和5年度には、100人を割り込みました。

出生数の将来推計より早く減少が進んでいます。



（資料：R5年度まで勝山市のすがた、R7年以降は国立社会保障・人口問題研究所公表の将来推計人口）

合計特殊出生率は、全国では昭和 50 年に 2.0 を割り、それ以降年々減少傾向にあり令和 4 年では 1.26 となっています。福井県では、令和 4 年は 1.50（順位 9）と全国と比較して高くなっています。

市町の合計特殊出生率は、5 年間の平均値がでており、勝山市の平成 30 年～令和 4 年の平均値は、1.49 となっています。

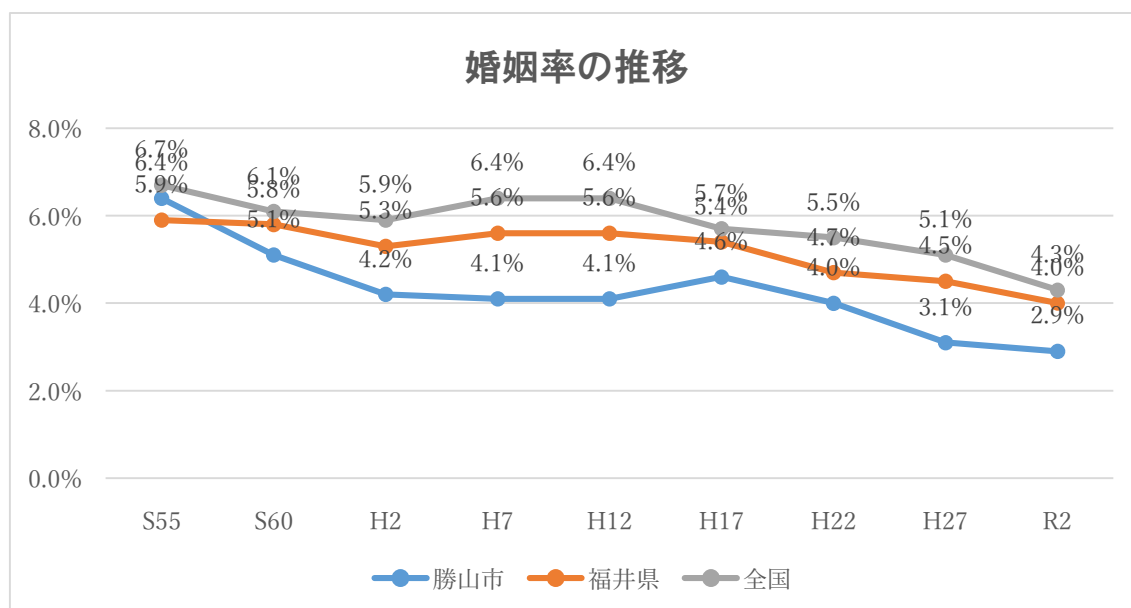
○合計特殊出生率の年次推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
福井県	1.55	1.63	1.65	1.62	1.67	1.56	1.56	1.57	1.50

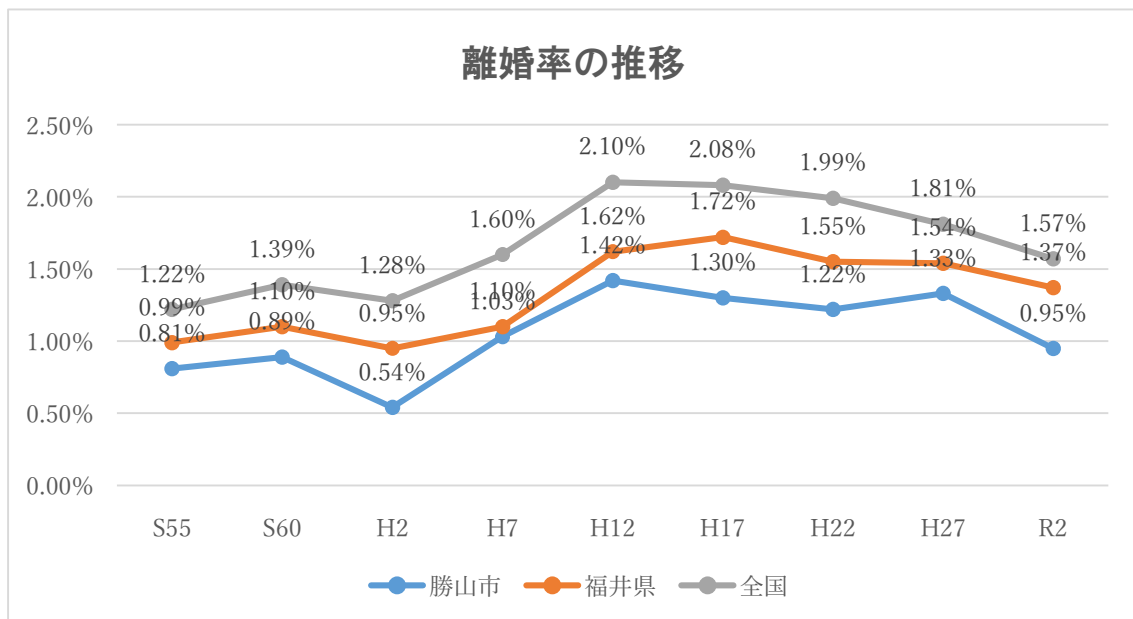
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省 人口動態・保健社会統計室）

（３）婚姻・離婚の動向

勝山市の婚姻率、離婚率はともに福井県全体や全国に比べ、やや低い水準にあります。婚姻率は減少傾向にあり、令和 2 年度には 3 % を下回りました。一方で、離婚率はやや高くなる傾向にありましたが、全国、福井県と同様に推移しており、令和 2 年度は 1 % を下回っています。婚姻数においても、減少傾向は続き令和 5 年度は 45 組でした。

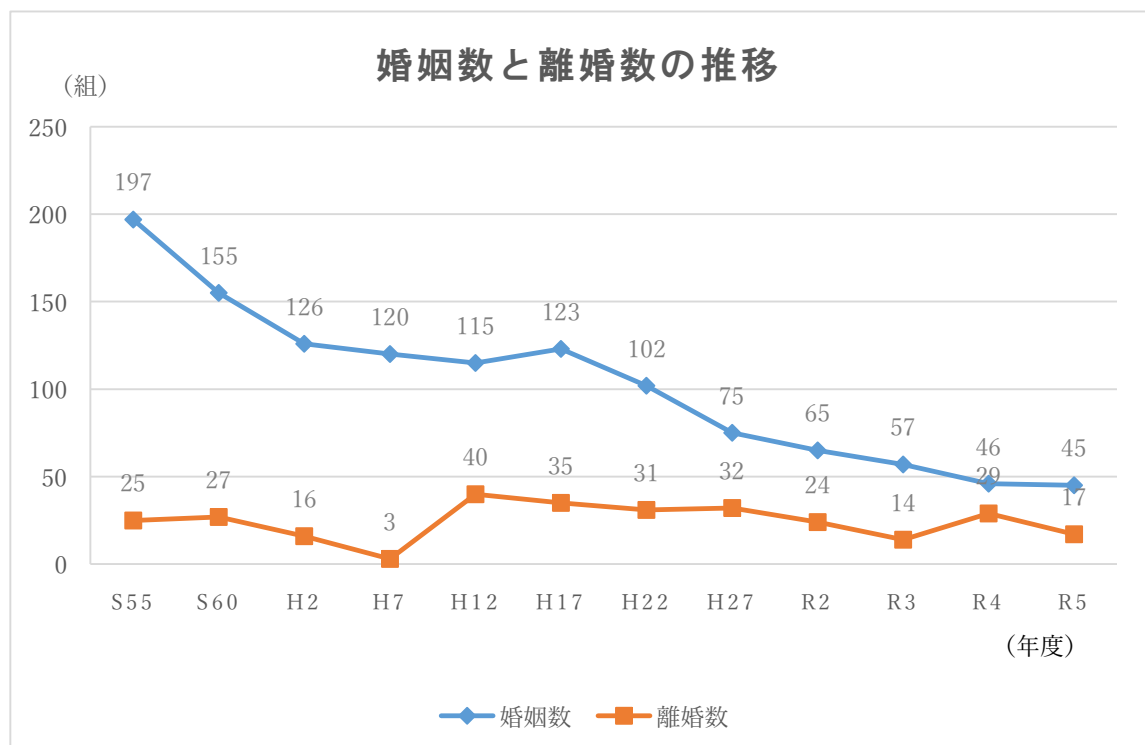


*婚姻率：人口 1,000 人に対する各年度の婚姻件数を示す率
（資料：人口動態統計）



＊離婚率：人口 1,000 人に対する各年度の離婚件数を示す率

(資料：人口動態統計)



(資料：勝山市のすがた)

(4) 未婚率の動向

勝山市の未婚率は男女とも各年齢階層において高くなる傾向にあり、晩婚化が進んでいる傾向にあります。

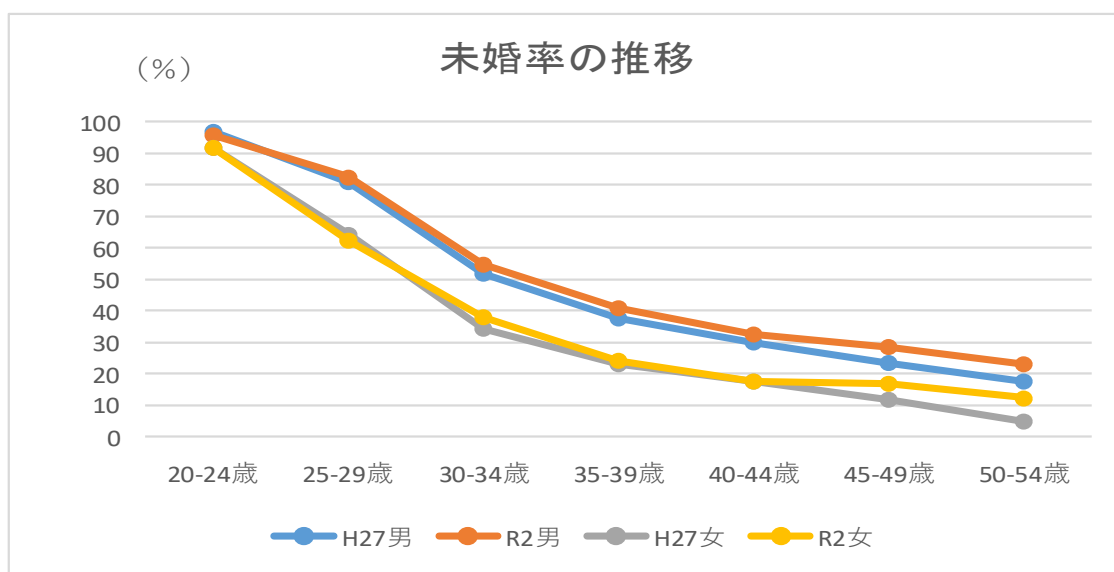
○年齢階層別の未婚率の推移（男性）（％）

	H2	H12	H22	H27	R2
20-24歳	91.2	94.5	95.1	96.8	95.7
25-29歳	60.3	68.5	78.0	80.8	82.4
30-34歳	26.2	38.2	51.4	51.8	54.6
35-39歳	17.9	23.3	34.2	37.5	40.9
40-44歳	7.9	17.4	22.8	29.8	32.4
45-49歳	2.7	15.1	19.4	23.3	28.5

○年齢階層別の未婚率の推移（女性）（％）

	H2	H12	H22	H27	R2
20-24歳	82.7	89.6	90.0	91.8	91.8
25-29歳	26.0	54.9	60.5	64.2	62.2
30-34歳	3.8	20.8	31.4	34.2	37.8
35-39歳	2.4	6.9	21.0	23.0	23.9
40-44歳	2.7	2.5	12.6	17.5	17.6
45-49歳	1.7	2.3	5.3	11.7	16.9

（資料：国勢調査）

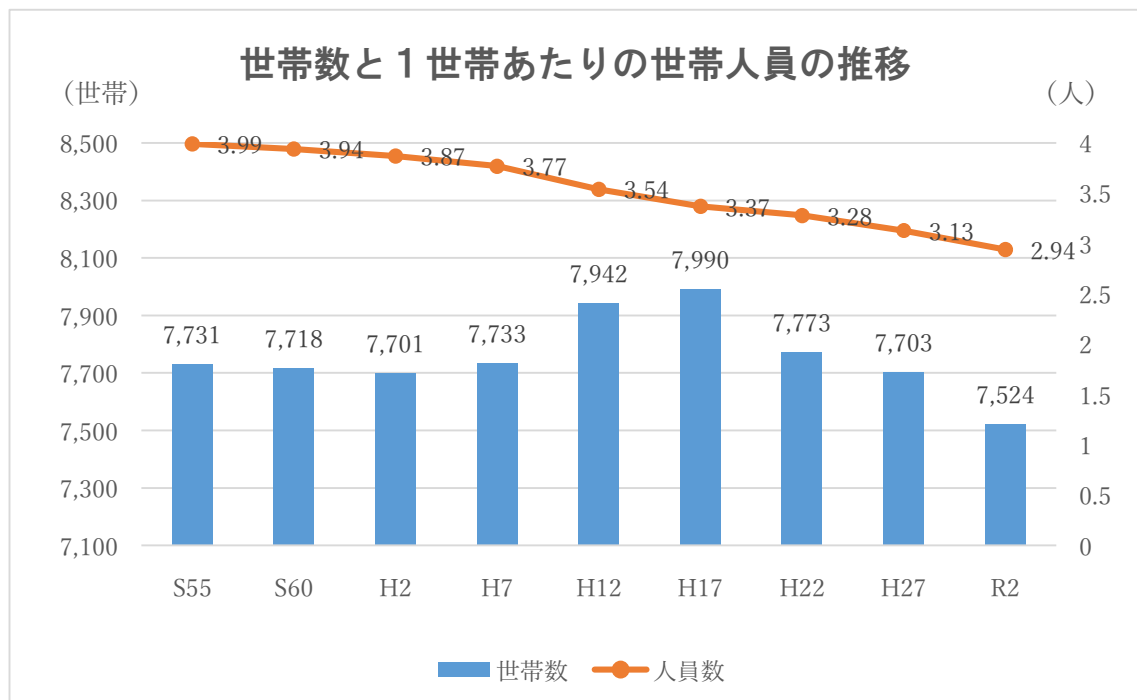


（資料：国勢調査）

2－2．家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

世帯数は核家族化や単身世帯の増加により平成17年までは増加傾向でしたが、以降減少に転じ令和2年は7,524世帯となりました。1世帯あたりの人数は、令和2年には3人を割り込み、減少傾向が続いています。



(資料：国勢調査)

(2) 就労状況

福井県内の17市町を比較すると、男女ともに就業率は県平均よりもやや低い状況にあり、共働き率については県内でも高い地域となっています。

福井県下の就業率と共働き率（％）

	就業率			共働き率	
		男性	女性		H27 からの増減
福井県	62.8	70.6	55.6	61.2	2.6
福井市	63.2	70.5	56.4	61.3	3.9
敦賀市	61.6	71.4	52.2	53.1	3.6
小浜市	62.0	71.2	53.2	59.5	3.1
大野市	62.2	70.1	55.1	63.5	0.4
勝山市	60.2	66.7	54.4	62.1	2.0
鯖江市	64.3	71.1	57.9	64.5	2.0
あわら市	61.8	69.6	54.9	60.8	-0.2
越前市	64.3	71.8	57.1	62.9	3.7
坂井市	63.7	70.8	57.1	63.2	0.4
永平寺町	61.6	68.1	55.6	64.0	0.3
池田町	59.2	66.7	51.9	56.9	-3.2
南越前町	58.2	65.8	51.5	60.4	1.2
越前町	59.5	67.1	52.6	60.7	-0.9
美浜町	61.6	72.2	50.6	54.8	1.8
高浜町	65.4	76.2	54.0	59.6	2.5
おおい町	63.9	74.6	53.2	61.2	3.4
若狹町	59.9	69.1	51.6	63.0	1.8

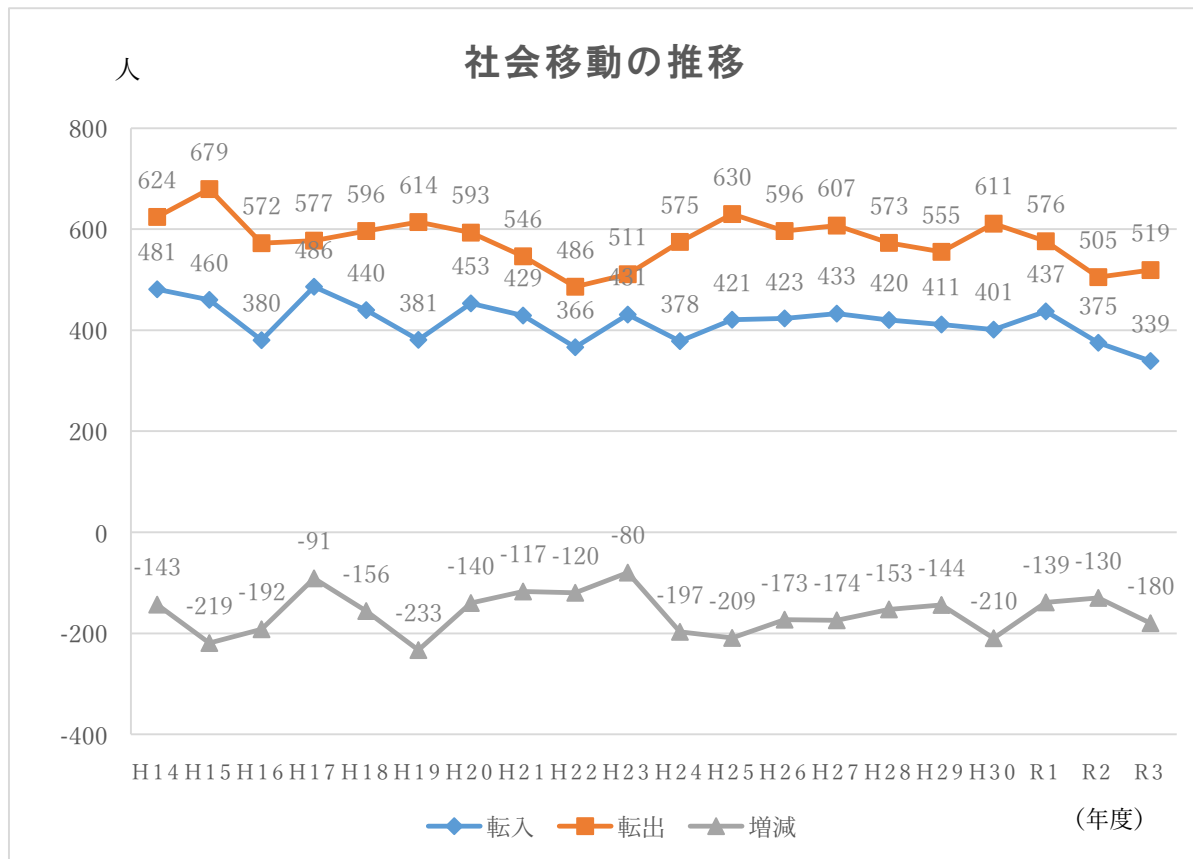
（資料：R2 年国勢調査）

＊就職率：「15歳以上の人口」に占める「就労者」の割合

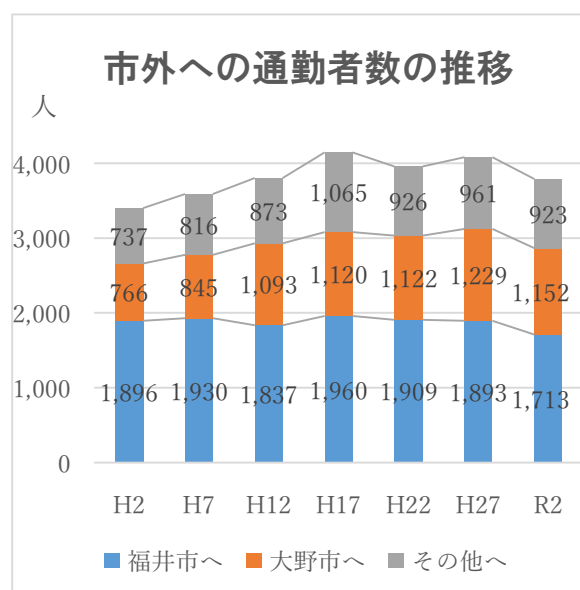
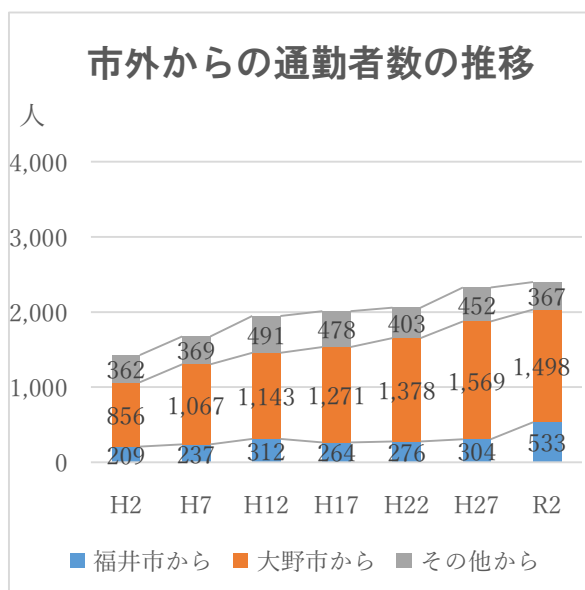
＊共働き率：「共働き世帯の割合」のことであり、「夫婦のいる世代」に占める「夫婦ともに非農林業雇用者の世帯」の割合

(3) 地域の特性

勝山市では、転出者数が転入者数を上回る社会的要因による人口減少が続いています。
市外からの通勤者数は増加傾向、市外への通勤者数は平成17年以降やや減少傾向です。



(資料：勝山市のすがた)



(資料：国勢調査)

2-3. こどもの状況と子育ての実態（アンケート調査より）

（１） 調査の概要

子ども・子育て支援法に基づき令和２年３月に策定した勝山市子ども・子育て支援事業計画が令和６年度末をもって終了することから、勝山市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を分析・整理し、令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間としたこども計画策定のための基礎資料とするため、住民のアンケート調査を実施しました。

- ・調査地域 勝山市全域
- ・調査対象 未就学児童調査：未就学児のいる全世帯の保護者 ５６７人
小学生調査：小学生のいる全世帯の保護者 ６８３人
(１世帯に２人以上いる場合は、年齢の小さいこどもについて回答)
- ・調査期間 令和６年１月１５日（月）～令和６年１月３０日（火）
- ・調査方法 利用施設を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
- ・回収結果 未就学児童調査：配布数５６７件、回収数５１２件、回収率９０．３％
小学生調査：配布数６８３件、回収数６５５件、回収率９５．９％

（２） 調査対象の属性

①こどもの年齢

年齢	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	未就学 無回答	未就学 合計
人数	122	79	89	80	63	73	6	512
割合	23.8%	15.4%	17.4%	15.6%	12.3%	14.3%	1.2%	100%

年齢	６歳	７歳	８歳	９歳	10歳	11歳	小学生 無回答	小学生 合計
人数	125	120	105	80	100	109	16	655
割合	19.1%	18.3%	16.0%	12.2%	15.3%	16.6%	2.4%	100%

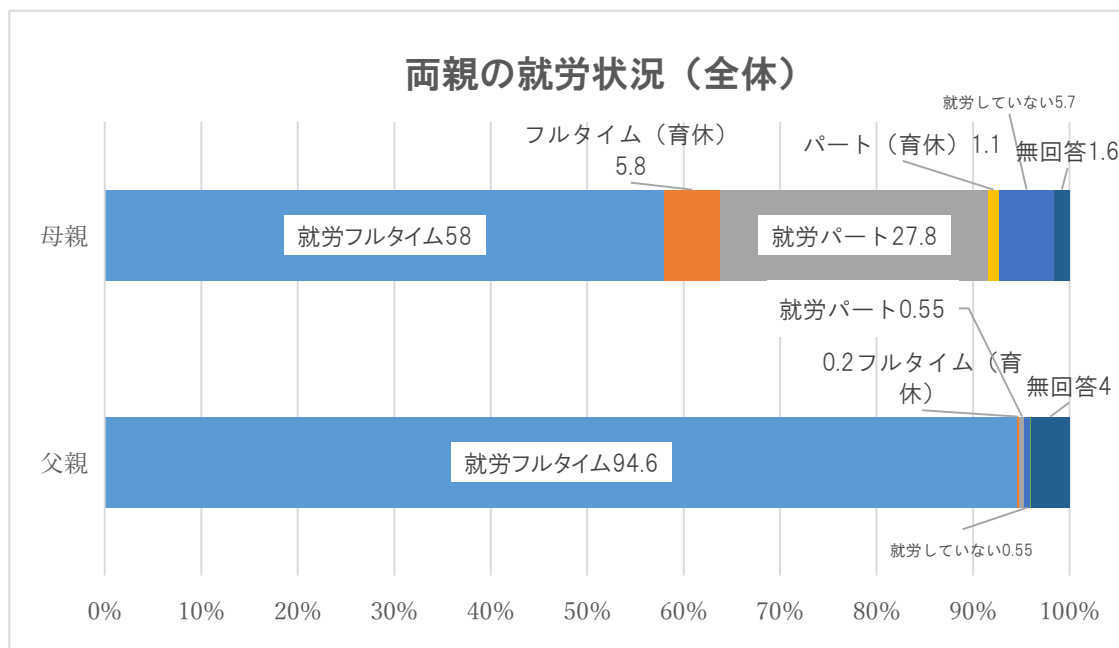
②こどもの居住地（小学校区）全体

年齢	平泉寺	成器南	成器西	村岡	三室	野向	荒土	鹿谷
人数	41	334	198	224	42	20	116	94
割合	3.5%	28.6%	17.0%	19.2%	3.6%	1.7%	9.9%	8.1%

年齢	北郷	無回答	合計
人数	90	8	1,167
割合	7.7%	0.7%	100%

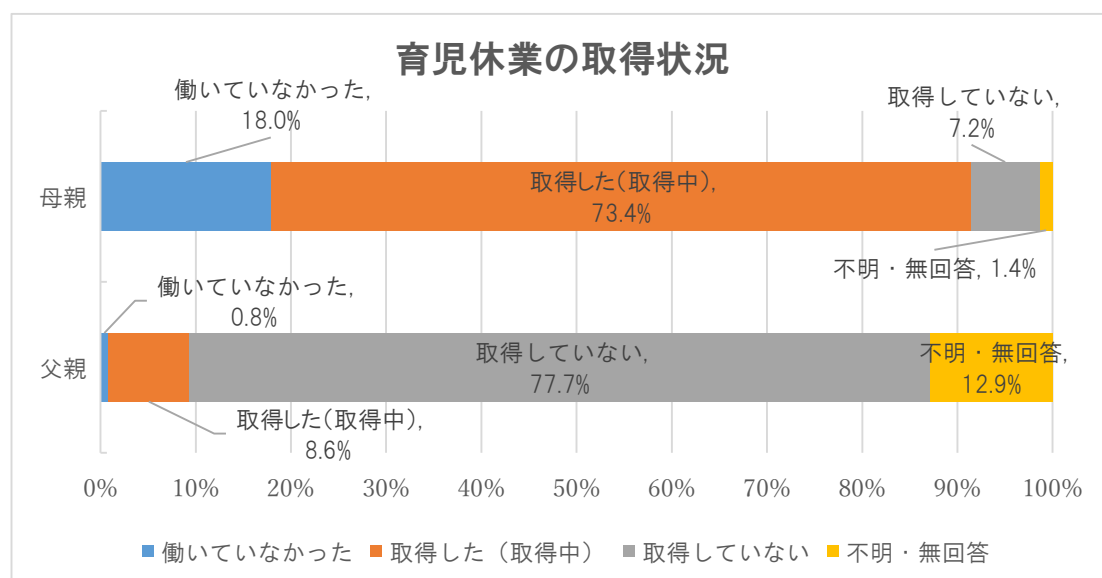
(3) 家庭状況と子育ての実態

未就学児童・小学生の親の就労状況得をみると就労、パートを合わせて父親が95.35%、母親が92.7%が就労しています。共働きの家庭が大きな割合を示しています。



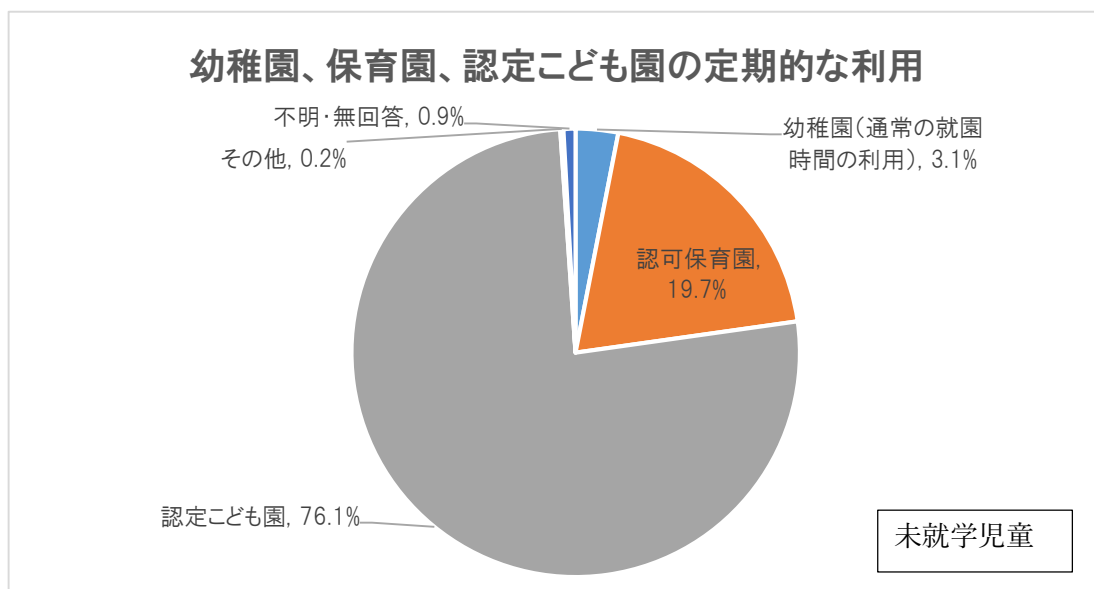
育児休業の取得状況は、母親73.4%、父親8.6%で、H30年母親60.7%、父親1.3%と比較すると大幅に増加しました。

しかし、厚生労働省の調査（令和5年度雇用機会均等基本調査）では、男性の育休取得率は30.1%で、令和4年17.1%から急増しており、国は2025年の50%を目指しています。勝山市では、まだまだ男性の育児取得率は低い状況にあります。

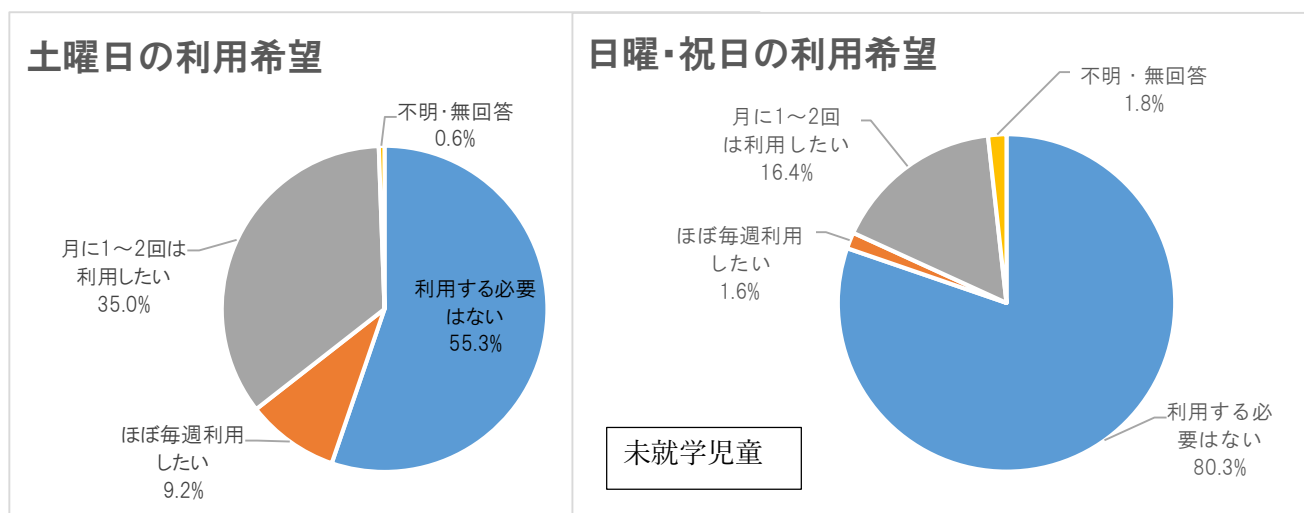


(4) 日常的な施設の利用状況

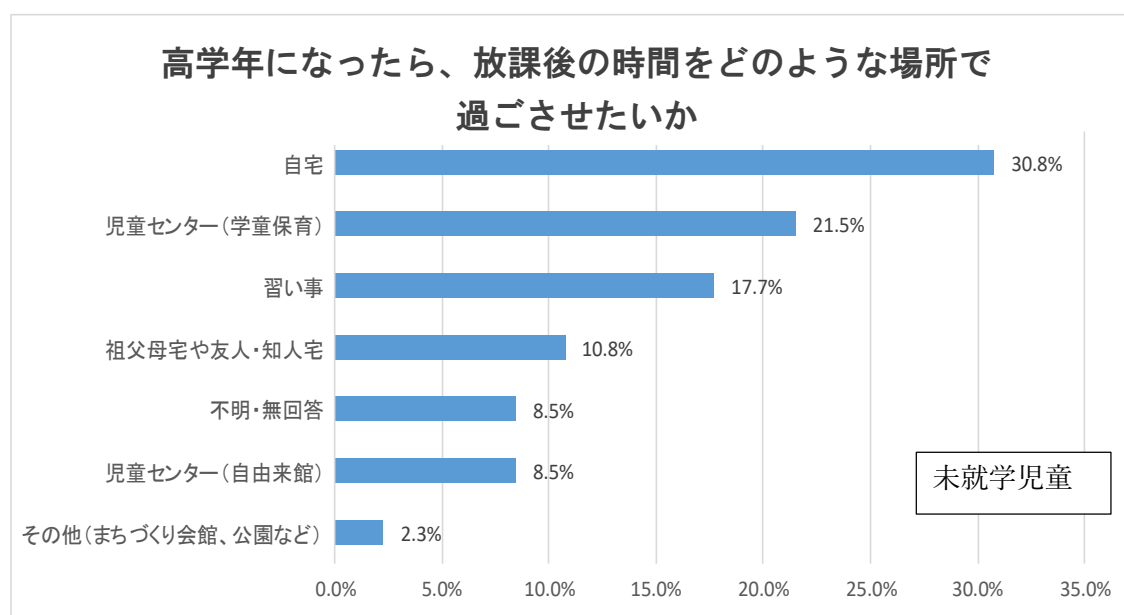
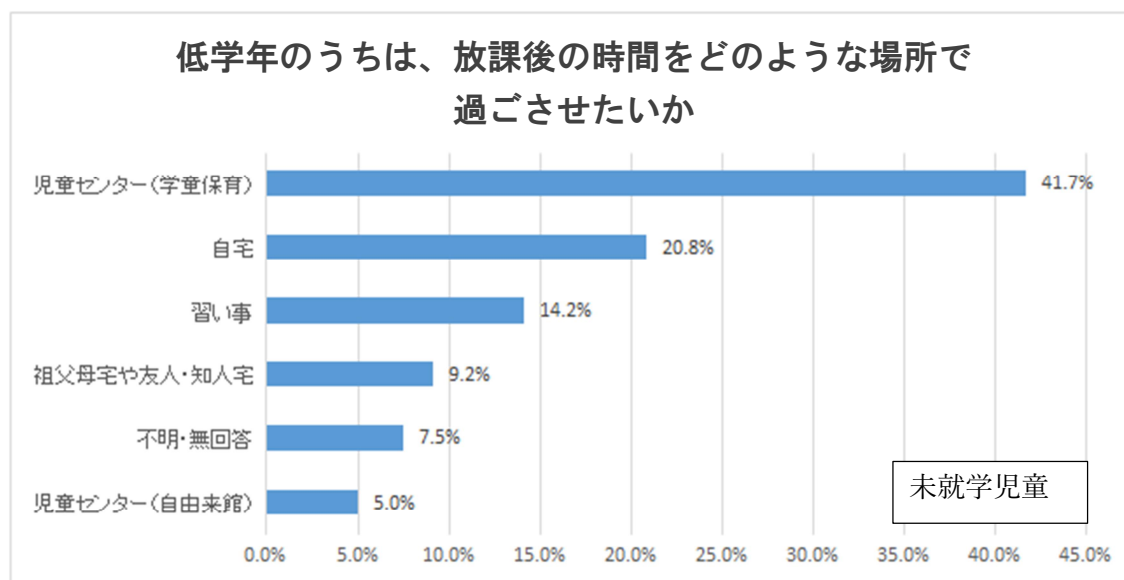
定期的な教育・保育事業の利用は、未就学児童の98.9%が幼稚園や保育園、認定こども園を利用しています。



土日の利用については、「月に1～2回利用したい」「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では、44.2%、日曜日が18%となっており、その理由としては、「仕事 52.6%」「平日にできない用事をすませたい 22.4%」「息抜き 17.6%」となっています。

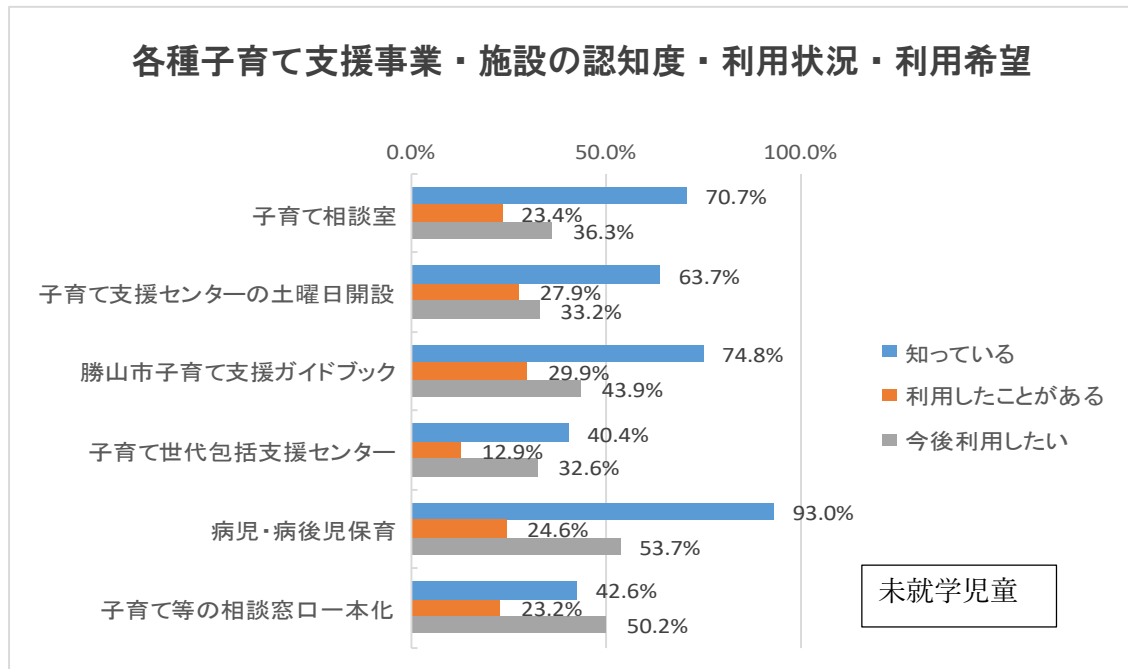


子どもの小学校低学年における希望する放課後の過ごし方は、「児童センター（学童保育）」が最も高く次いで「自宅」となっています。また、高学年になると、「自宅」「児童センター（学童保育）」の順となり、自宅で過ごす割合が低学年と比べ増えています。

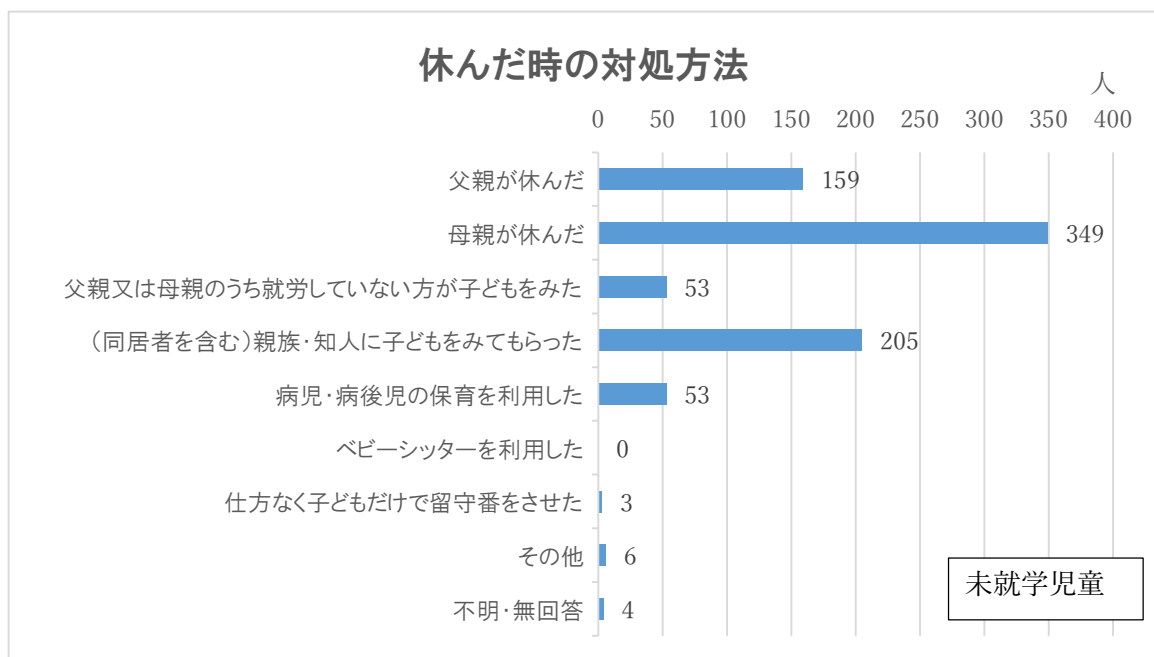


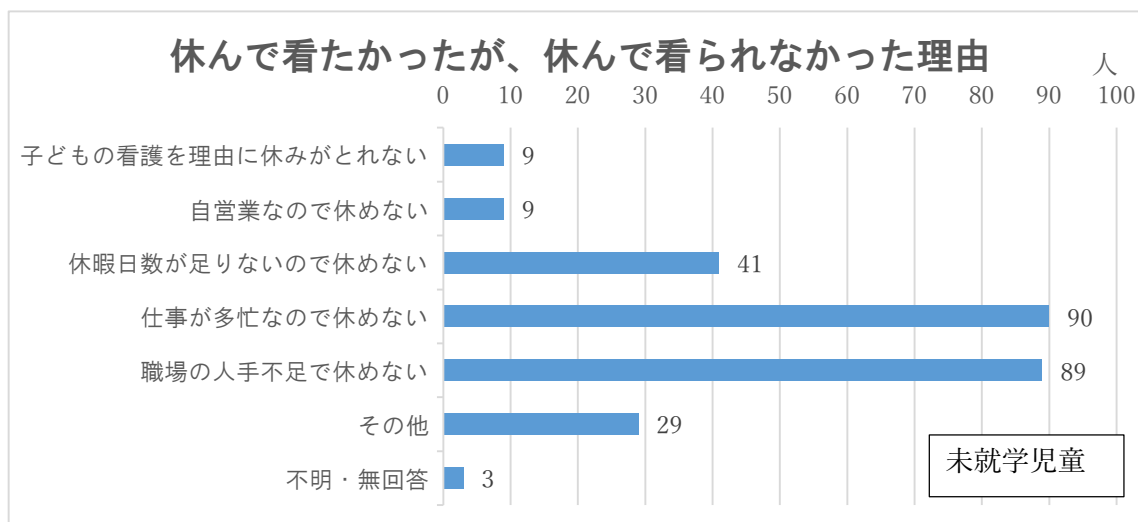
近年は、災害や熊の対応で、保護者のお迎えがくるまでの間、児童センターで待機する児童が増え、児童センターの登録率は年々増加傾向にあり 70% を超えている状況です。

各種子育て支援事業・施設の認知度・利用状況では、「病児・病後児保育」「勝山市子育て支援ガイドブック」「子育て相談」の順で認知度が高く、１～２割の方が「利用したことがある」と答えています。「今後利用したい」ものとしては、「病児・病後児保育」が53.7%と高くなっています。



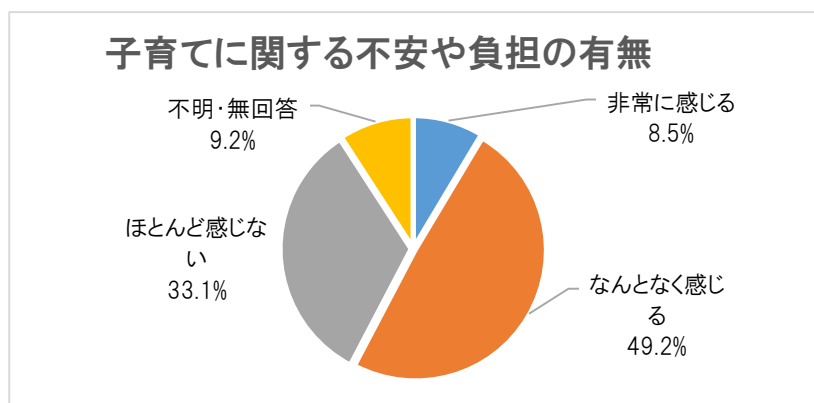
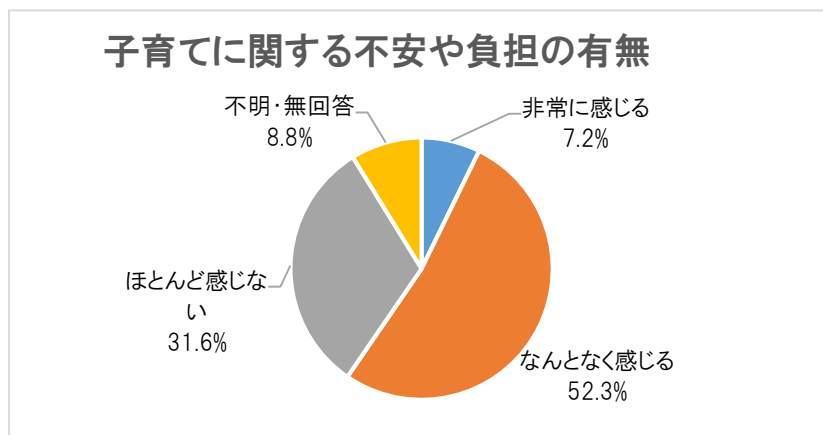
休んだ時の対処方法として、「父、母が休んだ」、「親族、知人にみてもらった」が多くなっています。「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」も数件あります。休めない理由としては「仕事が多忙」「職場の人手不足」が多くなっています。



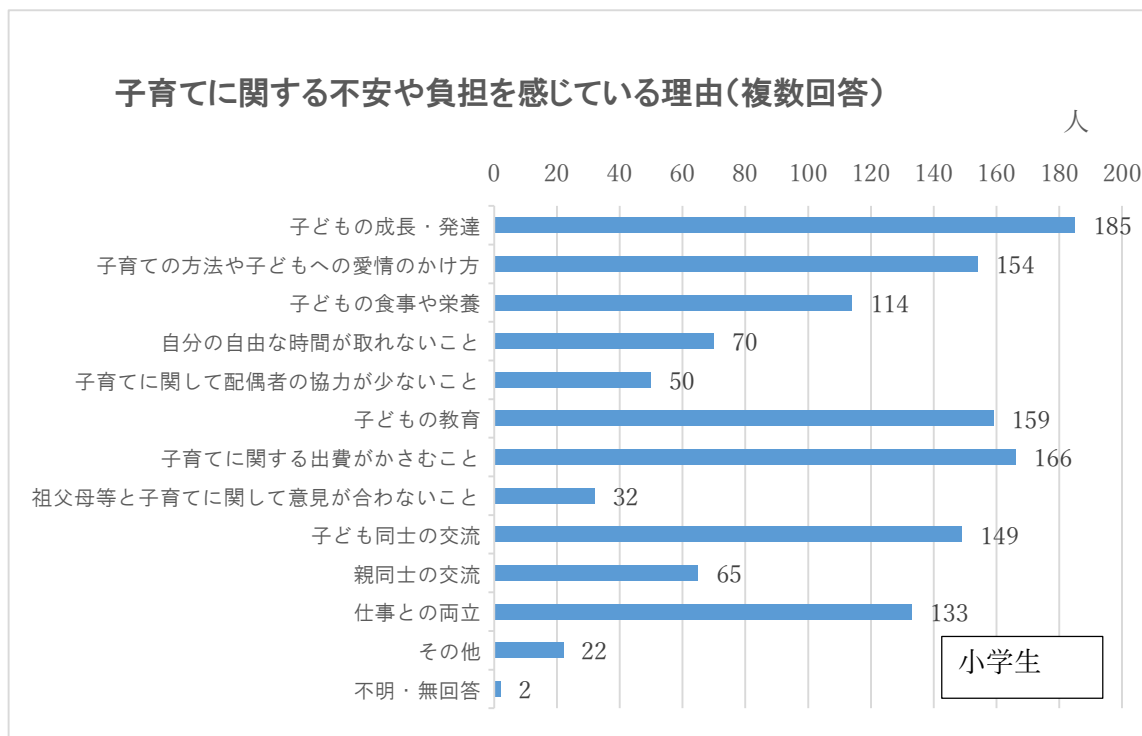
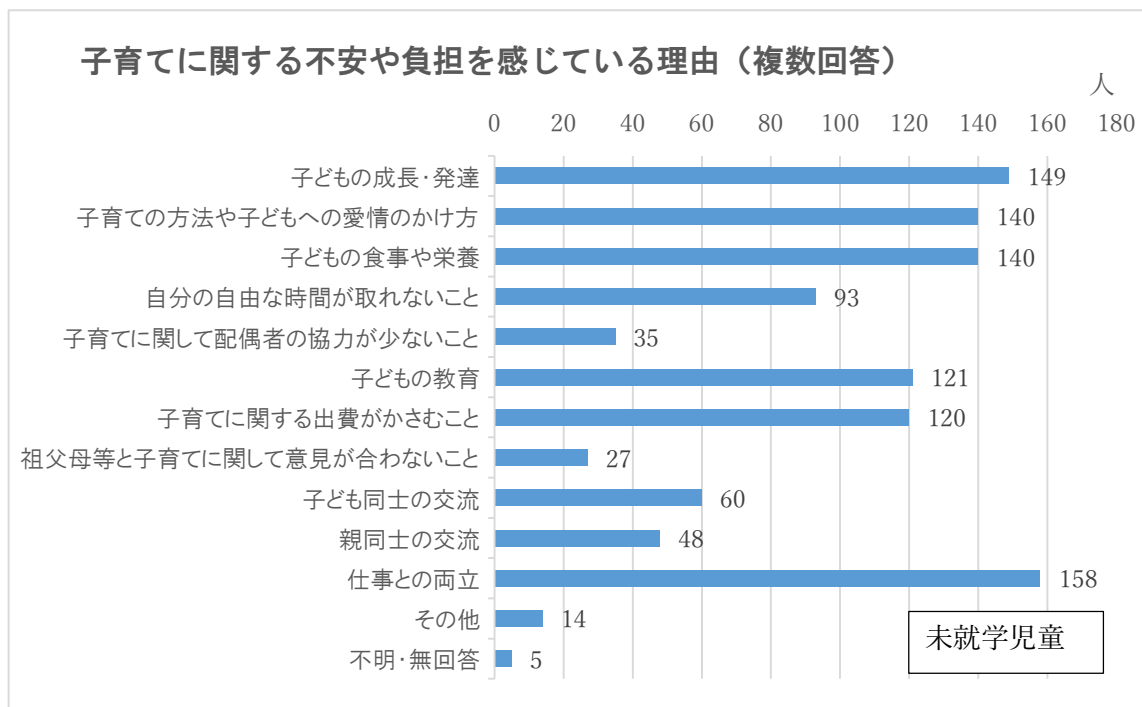


(5) 子育てに関する保護者の意識

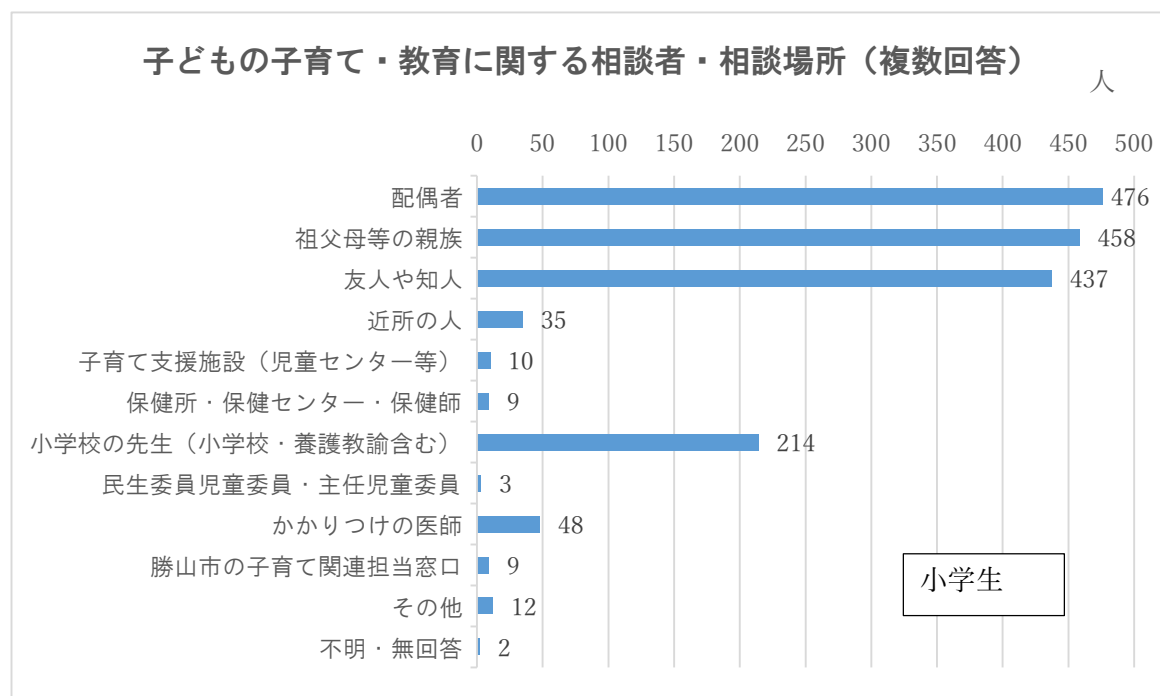
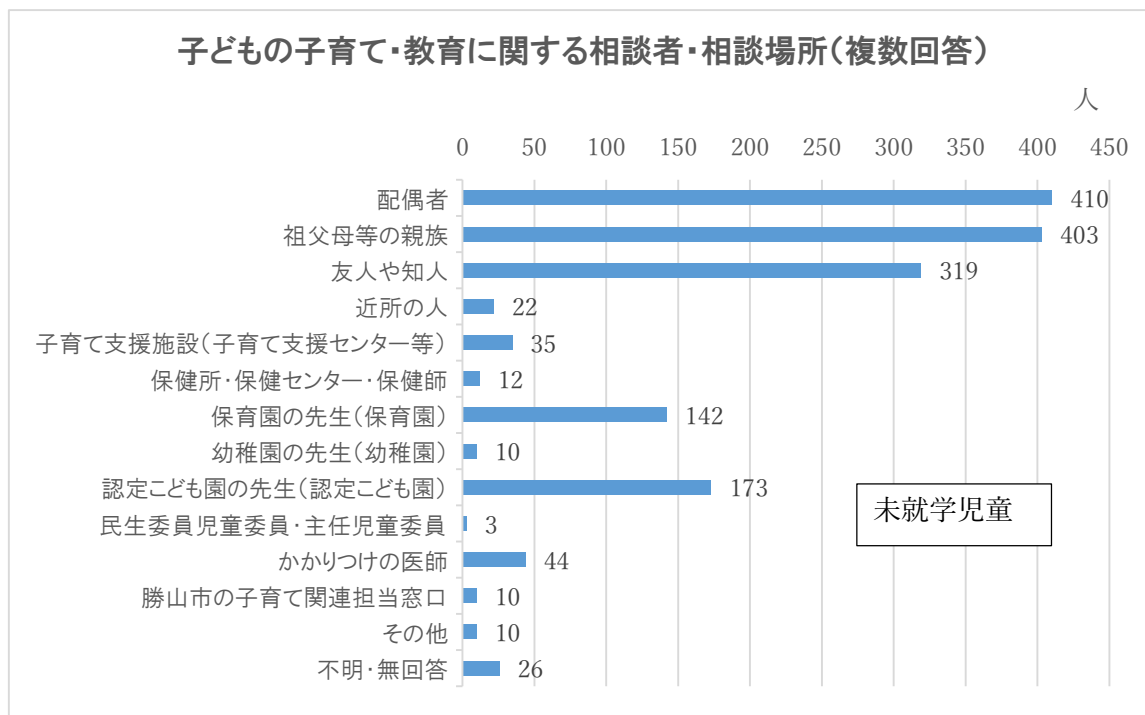
子育てに関する不安や負担の有無について、未就学児、小学生の保護者ともに、「非常に感じる」と「なんとなく不安・負担を感じる」が半数以上を占めています。H30年度の調査と比較すると未就学児童の保護者では「非常に感じる」と「なんとなく不安・負担を感じる」あわせて53.6%に対しR5年度は59.5%と不安のある人がやや増えています。



子育てに関する不安や負担を感じている理由として、未就学児では「仕事との両立」、小学生の保護者では「子どもの成長・発達」「子育てに関する出費がかさむこと」の順に多くなっています。



悩みの相談相手としては、未就学児童、小学生の保護者ともに「配偶者」が最も多く、次いで「祖父母等の親族」、「友人や知人」が続いています。また、保育園や認定こども園、小学校の先生等も身近な相談相手となっています。

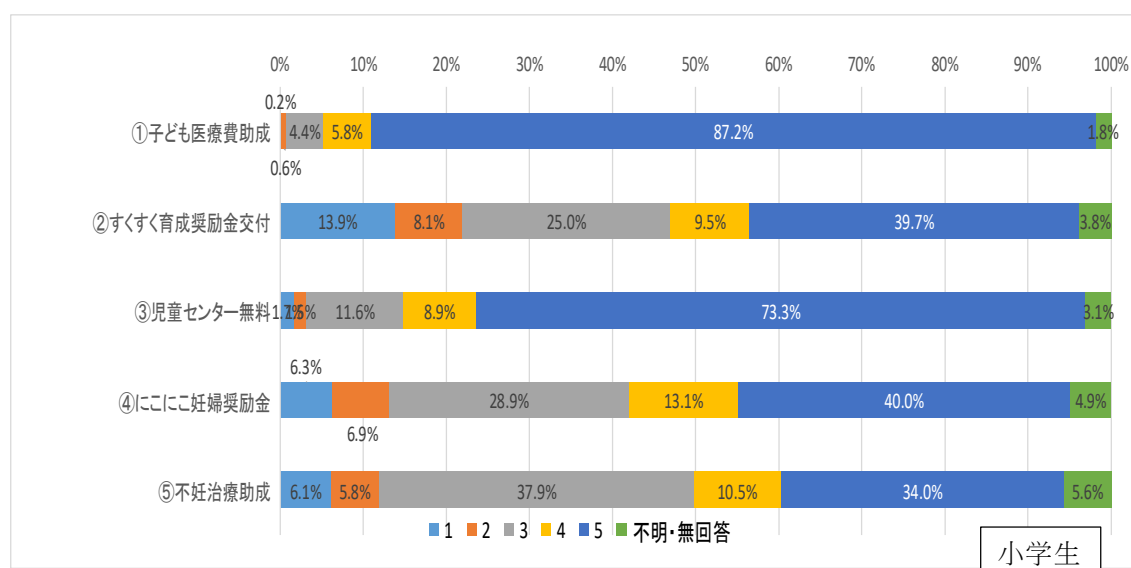
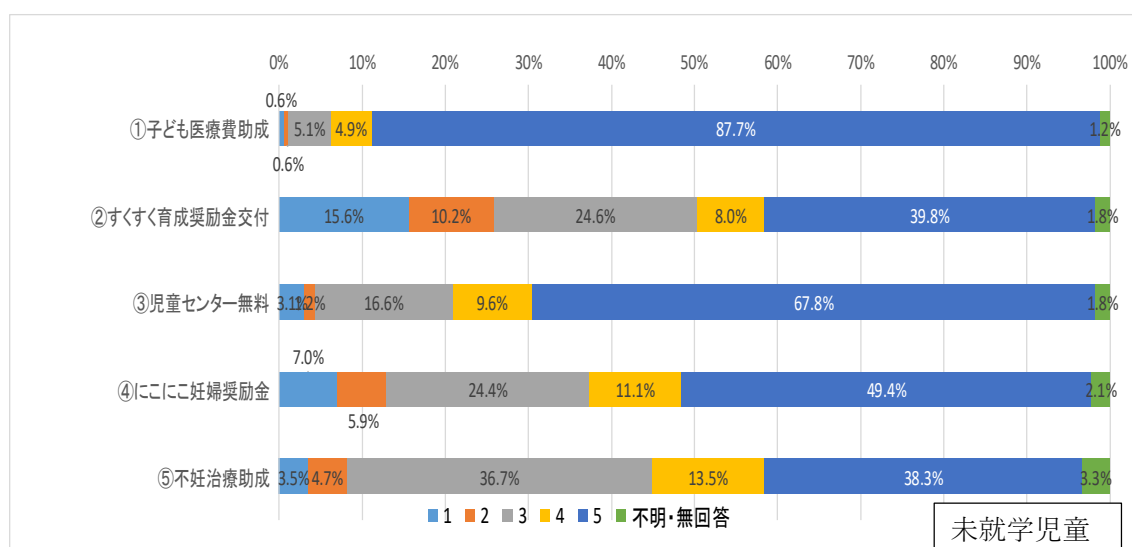


子育て施策に関する満足度では、「子ども医療費助成」や「児童センター無料」、次いで「にこにこ妊婦奨励金」が高い結果となっています。子ども医療費では、平成 30 年のアンケート調査と比較し、満足度5と答えた方が 4.6 ポイント、児童センター無料が6.8ポイント高くなっています。

対象者が限定される子育て施策、特に第3子以上が対象となる「すくすく育成奨励金」については、満足度1という方が15.6%と多くなっています。

子育て施策に関する満足度

満足度低い←12345→満足度高い



2-4. 子育て施策の状況

結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援(令和6年度)

	経済的支援(★は市単独事業)	健診・教室・支援等	相談
結婚	婚姻届 結婚新生活応援事業 (最大100万円) ★不妊治療・不育症治療助成 (自己負担なし)		結婚相談 妊婦相談
妊娠・出産	妊娠届 出産応援金(5万円) ★にこにこ妊婦奨励金(10万円) ★妊産婦医療補助金(自己負担なし)	母子健康手帳交付 妊婦相談・面接 妊産婦バス無料券 妊婦あんしん登録 妊婦健診 パパママサロン	保健師等相談・訪問
誕生から乳幼児期	出生届 ★子育て応援金(5万円) ★出産育児一時金(50万円) ★保育料無償化 子ども医療費無償化 児童手当 0~3歳未満 月15,000円 児童手当 3~18歳 月10,000円 第3子以降 月30,000円 ★すくすく育成奨励金(第3子20万円) ★インフルエンザ予防接種助成 ★在宅育児手当	新生児訪問 乳幼児全戸訪問 産婦健診 産後ケア 乳幼児健診 育児教室	のびのび相談会 育児相談
学童期・思春期	★児童センター無料 就学援助制度 義務教育無償 子ども医療費 児童手当 月10,000円 高校授業料無償化(第1子一部負担有)	ことばと育ちの教室 放課後等デイサービス 子育て生活応援事業 トワイライト・ショートステイ 学校健診 命の教室	就学支援・教育相談 適応指導教室 スクールカウンセラー相談 スクールソーシャルワーカー相談 ヤングケアラー等相談
青年期	★進学支援金制度(3万円) ★育英資金奨学金返還減免	婚活イベント 健診・がん健診	結婚相談 ストレス相談 健康相談 生活困窮相談

相談は

ひとり親支援

- ・児童扶養手当
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・母子父子家庭医療費助成
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付

障害がある児童の支援

- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・重度心身障害児福祉手当
- ・重度心身障害児医療費助成
- ・自立支援医療給付

こども家庭センター

子育て相談の窓口です。

児童虐待・DV・女性相談
にも対応します。

事業内容の説明

経済的支援

◇結婚新生活応援事業

若い世代の新婚世帯を対象に、家賃や住宅購入等を含めた最大100万円の支援金を支給。

◇不妊治療・不育症治療助成

不育症や不妊症の対象となる治療にかかった自己負担額を全額助成。

◇出産・子育て応援金

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育て出来るよう面談や相談支援を行うとともに、経済的支援を目的に「出産応援金」を5万円「子育て応援金」を5万円支給。

◇にこにこ妊婦奨励金

JCHO福井勝山総合病院で定期の妊婦健診を受け、出産支援連携体制により福井大学医学部附属病院など県内の医療機関で出産予定の妊婦に対して奨励金を支給。

◇出産育児一時金

公的医療保険制度の被保険者が出産したときに手当金として50万円が支給。

◇すくすく育成奨励金

市内在住で同一家庭(生計が同じ)で3人目以上の子どもが生まれた保護者にを交付。

◇就学援助制度

経済的に困っている家庭に対して、就学援助を行う。(学用品、通学用品、学校給食、修学旅行、郊外活動、PTA会費、医療費)

◇進学支援金制度

大学(大学院は除く)・専門学校等に進学された方に一人当たり3万円を給付します。

◇育英資金奨学金返還減免

奨学金の貸与を受けた者が大学等を卒業後、市内に定住した場合に、奨学金の返還を減免。

検診・教室・支援等

◇妊産婦バス無料券の交付

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の方(産後1年未満)は、勝山市コミュニティバス及び勝山大野広域路線バス代を無料。

◇妊婦あんしん登録事業

救急時・災害時、自家用車等で医療機関に行く手段がない場合、迅速な搬送ができることを目的とし、出産前に勝山市消防署・総務課に情報の登録の実施。

◇パパママさろん

妊娠中のママとパパに向けての教室。助産師・保健師から妊娠、出産、育児を学ぶ。

◇産後ケア

出産後の母子に心身のケアや育児のサポートを目的に通所型および訪問型・宿泊型の産後ケアを実施。出生届出時に利用券を交付。

◇育児教室等

子どもが健やかに育つために、「1～3ヶ月児子育て教室」と、離乳食についての「もぐもごっくん教室」の開催。

◇ことばと育ちの教室

発達気になる子に対して、臨床心理士などの専門職が、未就学児・保護者・保育関係者に療育指導を行う。

◇放課後等デイサービス

就学児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を実施。

*奥越特別支援学校敷地内で「おくえつザウルス」を設置。

◇子育て生活応援事業

子育て家庭等の経済的負担と精神的負担を軽減することを目的として、子育て家庭等の簡単な家事や保育などを代わりに行うサービス。

◇トワイライト・ショートステイ

保護者の病気や就労など、家庭で子どもを養育することが一時的に困難な場合、市が指定する施設において養育を実施。

◇命の教室

小学校等で命や人との支え合いの大切さなどを伝えることを目的に体験型の授業を実施。

相談

◇のびのび相談会

発達専門小児科医や言語聴覚士、公認心理師等が子どもの発達に関する相談会。

◇適応指導教室

様々な原因で学校不適応(不登校や教室に入れない等)を起こしている児童生徒や保護者の相談を受け、学習や活動を通して元気に学校生活を送ることができるよう支援し、社会的に自立していける力を養う。

◇スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー相談

生徒自身や保護者から、学校生活における悩みの相談の対応をする。

◇ヤングケアラー等相談

本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者が抱える悩みの相談の対応をする。

第3章 基本理念

3-1. 基本理念

こどもが育つ、まちが育つ、 わいわいわくわく未来のかつやま

◇こどもが育つ

こども達が健やかに成長できるための、教育、福祉、遊びの環境を整え、安心して結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

◇まちが育つ

新しい時代を生き抜く力を育むまち、社会で活躍できる人材を育むまちを实践し、勝山の未来につなげていきます。

◇わいわいわくわく未来のかつやま

わいわいわくわく笑顔あふれる勝山、活力ある未来の勝山を目指します。

3-2. 施策体系

〈基本理念〉〈基本目標〉

〈基本方針〉

〈基本施策〉

こどもが育つ、まちが育つ、わいわいわくわく未来のかつやま

安心して
結婚・出
産・子育て
ができる
まち

1 こども子育ての幸せを実現



- ①子育てに関する不安や経済的負担の軽減
- ②仕事と子育てが両立できる環境づくり
- ③子育てにかかわる人材の確保

2 こどもの安全・安心を確保



- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ②健やかな成長を促す生活習慣の確立
- ③各家庭の状況に応じた伴走型支援
- ④必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

3 地域全体で子育てを応援



- ①結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成
- ②地域と連携したこどもの居場所づくり

新しい時
代を生き
抜く力を
育むまち

4 こどもの夢や希望を応援



- ①質の高い教育環境の整備
- ②こどもが安心して過ごし遊び学ぶことのできる環境づくり

社会で活
躍できる
人材を育
むまち

5 若者がいきいきと活躍できるまち



- ①結婚を希望する方への支援
- ②悩みや不安を抱える若者の支援
- ③若者の夢や希望を応援
- ④こども・若者の意見の反映

第4章 基本方針と基本施策の展開

〈基本方針〉 1 こども子育ての幸せを実現

〈基本施策〉① 子育てに関する不安や経済的負担の軽減

《現状と課題》

子育て世帯の経済的支援として、令和6年9月からの保育料完全無償化や、法改正により令和6年10月から支給額を増額した児童手当、子ども医療費の窓口無料化、児童センターの利用料無料、にこにこ妊婦奨励金、出産育児一時金などさまざまな施策を進めています。

また、子育てに関する相談窓口として、地域子育て支援センターにおける育児相談に加え、令和6年4月から、こども課内に「こども家庭センター」を設置し、専門職員による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を進め、DV、生活困窮、障がいなど困難を抱える家庭への相談支援や虐待防止の啓発など行っています。

ひとり親家庭を対象としたものは、児童扶養手当、母子父子家庭医療費助成、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給、各種支援制度の相談等があります。

障害がある児童への支援としては、障害児童福祉手当や特別児童扶養手当等各種支援制度があります。

低所得者の家庭への支援については、就学援助制度をはじめとする事業に繋げ支援し、社会福祉協議会などの相談機関が対応しています。

- ・経済的支援の取り組みが進む一方で、子育てに関する出費への不安が依然として高く、さらなる負担軽減を求める声が根強い
- ・各種支援策やこども家庭センター等の認知度が低いため、利用可能な制度の周知と情報発信直力の強化が必要

《施策の方向性》

- ・0～18歳までの切れ目ない支援の充実
- ・地域子育て支援センターの機能の充実と利便性の向上
- ・全ての家庭が必要な支援を受けられるよう各種支援制度の周知と情報提供の強化
- ・子育て施策やこども家庭センター等相談窓口の周知
- ・ひとり親家庭や障害がある児童への経済的支援と相談支援の実施

〈基本施策〉② 仕事と子育てが両立できる環境づくり

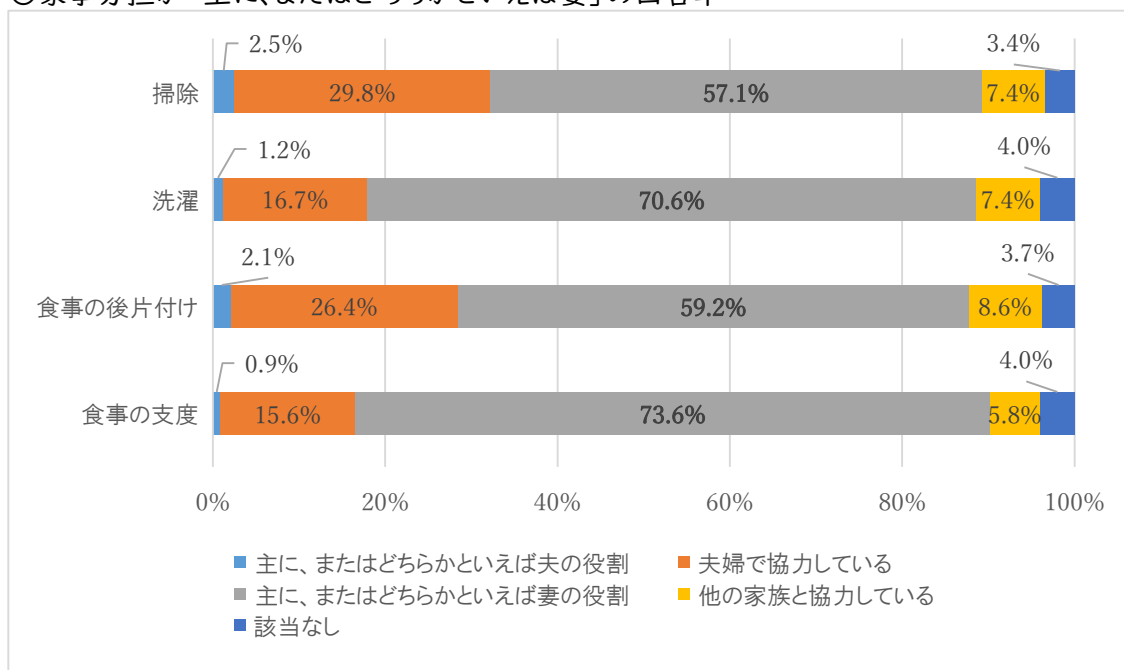
《現状と課題》

仕事と子育てが両立できる環境づくりを目指し、育児支援である一時預かりや延長保育、子育て生活応援隊事業、子育て短期支援事業、病児保育事業、医療的ケア児保育支援事業など多様な支援を行っています。

また、良好な教育・保育環境を整備するため園舎施設整備等に対する支援も行っています。

当市では、共働き家庭の割合が62.1%と県平均よりも高い一方で、例えば、食事の支度や片付け、洗濯、掃除の多くが「主に、またはどちらかといえば妻」とされているなど家事の負担が女性に偏っている傾向がみられます。

○家事分担が「主に、またはどちらかといえば妻」の回答率



(資料：R4 第3次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査)

育児休業取得率について母親の73.4%に対し、父親は8.6%と大きな差があります。

就労支援としては、ハローワークや福井労働局との連携、起業の際の補助や低金利融資制度の案内などが行われています。また、各事業者に対する女性活躍推進法に基づく行動計画の助成や、国・県の就労支援制度の広報活動も進めています。

また、男性の育児休業の取得促進として「男性育休促進企業奨励金」制度があり企業における男性の育児休業取得を支援しています。

これらの取り組みを通じて、子育て環境の改善と男女平等の実現を目指していますが、家事分担や育児休業の取得率に関するさらなる改善が求められています。

- ・男女ともに職場での支援や意識改革が必要
- ・家事・育児負担が女性に偏り、職場でのキャリアや雇用に影響
- ・病児保育の時間延長や定員拡大、土日の預かり施設不足

《施策の方向性》

- ・男女の固定的な役割分担の意識改革や家事・育児における男女の協力促進
- ・働きやすい環境整備の推進と就労支援
- ・男性の育児休業取得を推進
- ・「ふく育さん」※1をはじめとする子育て生活応援事業の利用促進による保育や家事サービスの充実
- ・一時預かりや延長保育の実施と病児保育の拡充
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※2の導入

※1 「ふく育さん」…福井県が運営する派遣型のキッズ・ベビーシッターで一時的な保育や家事サポートを実施

※2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）…月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度

〈基本施策〉③ 子育てにかかわる人材の確保

《現状と課題》

子育てに関わる人材の確保として、保育及び教育現場において、少子化や労働環境の改善を視野に入れたさまざまな施策を進めています。

保育人材確保の支援として、処遇改善やICT化の推進や、保育支援者の配置による保育士の負担軽減を図っています。また、メンタルケアの充実、住居手当の支援、さらには子育て中の保育士に対するフォローを進めています。令和5年度より、保育士派遣事業により市の保育士の派遣を制度化し、保育士をサポートする体制を整えています。

市では、保育現場で働く保育士の意見、課題などを把握するため、保育士アンケートを実施し、現場の実情やニーズを把握しました。アンケート結果から、保育士の仕事に対するやりがいについては、98.9%の保育士がやりがいを感じている一方で、今後も保育士を続けたいと思っている人が62.6%いるのに対し、「わからない」と答えた人が34.1%いることがわかりました。保育士が働きがいや不安を解消し、働きやすい職場環

境の構築が重要です。

各地区のこどもの減少により、こどもの安全な居場所である児童センターの機能が重要な役割を担っており、利用する児童数は増加傾向にあります。特に、配慮が必要な児童の利用に関しては、小学校や保護者、児童センターといった各関係機関が連携し、こどもが安心して過ごせるよう工夫がなされています。児童センターの機能が重視される中、児童センターの厚生員については、近年、人材確保が難しい状況となってきています。

福祉の理解を深めるため、市内の小学校４年生を対象にした福祉を学ぶプログラムや体験型学習、障がいを持つ方との交流会を実施しています。また、中学生が中心となって企画・運営する「こども映画会」を開催したり、勝山高校の生徒がボランティア活動に参加し、ボランティアセンターの運営委員を務めるなど、若い世代が地域社会に貢献する取り組みが行われています。

- ・ 安定的な人材（保育士・児童厚生員等）の確保と人材育成
- ・ 不適切保育問題による保育職場イメージの低下
- ・ 若者がこどもと触れ合う機会の減少

《施策の方向性》

- ・ 保育士等の処遇改善や業務等のＩＣＴ化による保育現場の負担軽減
- ・ 保育士人材確保に向けた保育職場体験学習や保育士の仕事の魅力発信
- ・ 子育て世帯を含めた地域づくりや福祉教育（地域の関わり、まちづくりへの参加）の取り組みの継続

〈基本方針〉2 こどもの安全・安心を確保

〈基本施策〉① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

〈現状と課題〉

妊娠前からの支援として、こどもを持ちたいという方の気持ちに寄り添い、経済的負担を軽減するため、不妊治療費の完全無償化や不育症の検査および治療費の全額助成を行っています。また、市内産科医療の維持及び出産支援連携体制の利用促進として、福井勝山総合病院で妊婦健診を定期受診した妊婦に奨励金を支給しています。

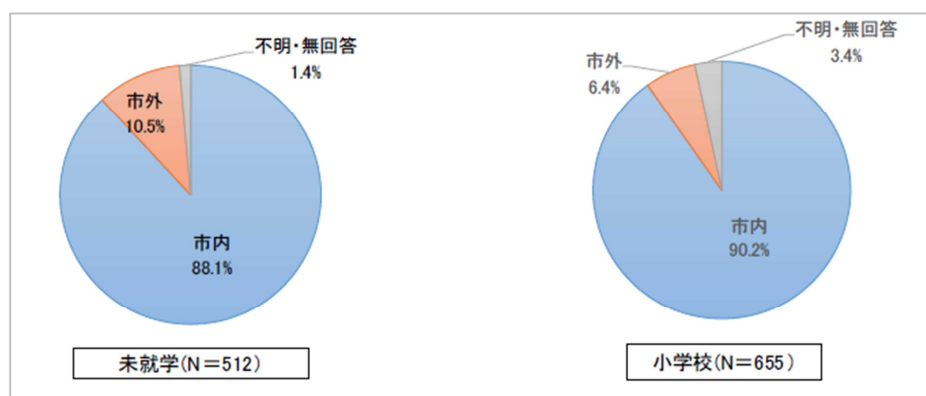
安心して出産・育児ができ、こどもたちのからだと心が健やかに成長するために、妊婦面談や、妊産婦健診、妊婦教室、産後ケア、乳幼児健診、育児教室、育児相談、発達相談、家庭訪問、予防接種等各種事業を実施し、妊娠前から妊娠期、子育て期にわたる切れ目ない支援に努めています。

また、妊産婦・乳幼児期の健診や、予防接種等の健康管理を市内かかりつけ医で行うことを推進しています。市内にかかりつけ医のいる小学生の割合は、90%となっています。

夜間・休日の急な体調不良の際に保護者が適切な対応が取れるよう、乳幼児の救急対応に関する講座の実施を行っています。また、夜間にすぐに病院に行った方がよいか迷ったときに専任の看護師が電話でアドバイスをする「こども救急医療電話相談事業『＃8000』」の周知を行っています。

感染症対策と災害時の対応としては、県と連携し保育園等や児童センター、小中学校と情報共有を密にするとともに、児童センターの利用については、小学校と連携し統一的な対応を行っています。

○こどものかかりつけ医の状況



- ・ 不妊症、不育症に関する正しい知識の普及
- ・ 安全安心な出産ができ、乳幼児の急病時に対応できる医療体制の確保
- ・ 多様化する家族のあり方に対応した支援

《施策の方向性》

- ・ 不妊治療、不育症治療費助成の継続と相談支援の充実
- ・ 市内産婦人科の利用促進
- ・ 市内かかりつけ医での健診受診、予防接種の推進
- ・ 乳幼児の急病時対応についての普及啓発
- ・ 多様化する家族のニーズに合った事業の実施

〈基本施策〉② 健やかな成長を促す生活習慣の確立

《現状と課題》

朝食を毎日食べる子の割合は、3歳児が97%、小学生が76.8%、中学生が66.5%、高校生が75.4%となっています。

むし歯予防のための仕上げ磨きの習慣がある子は、3歳児が98%以上ですが、5歳児になると86%に減少します。また、幼児期、小中学生においてむし歯保有率は減少していますが、小中学生の毎食後歯みがきをする割合が5年前と比較して20%程度減少しています。

午後10時までに寝る子の割合は、1歳6か月児が92.6%、3歳児が87.8%、5歳児が91.7%、小学校高学年が70.7%となっています。午前0時以降に寝る子の割合は、小学生高学年が1.4%、中学生が11.1%、高校生が37.5%です。

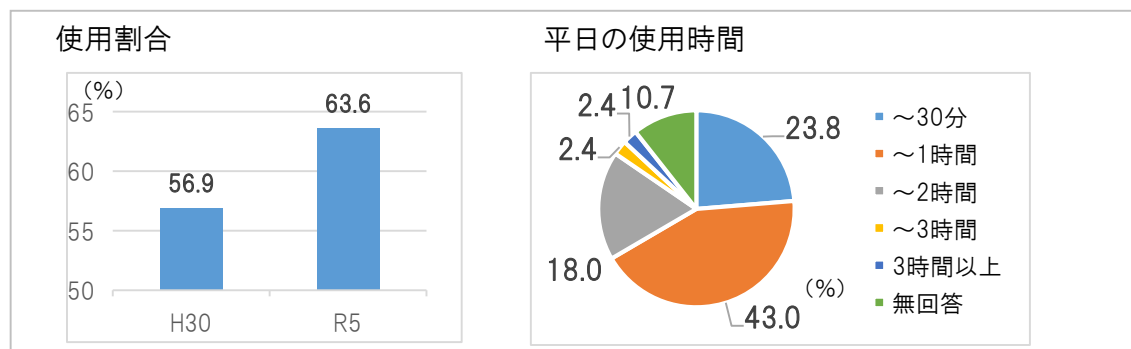
正しい生活習慣を乳幼児期から定着させるため、育児教室や相談、幼児健診等において知識の普及啓発、指導を実施しています。

過去10年間の市内の小学4～6年生、中学1～3年生の体力・運動能力は全国1位の福井県平均を上回っています。しかし、各小中学校の体位については、小学生男子において肥満度20%以上の児童が増加しています。また、中学生において裸眼視力1.0以上の生徒の割合が増加傾向にあるものの全国値を下回っています。

また、小学校では身体を動かして遊ぶことが嫌いな児童が増加している一方で、中高生では定期的に運動している生徒の割合が増加しています。

若い世代では、食育に関心を持っている人の割合が減少しています。地産地消の認知度も下がり、伝承料理や行事食を作る機会が減っています。反対に食べ残しや食品の廃棄を減らす努力をしている人の割合は増加しています。

〇5歳児のスマートフォンやタブレット機器の使用状況



- ・食事、睡眠、歯磨き等基本的な生活習慣の確立
- ・スマートフォン・タブレット機器を使用して遊ぶ幼児の割合が増加
- ・若い世代への食育の取り組みへの意識付けや、健全な食生活の実践のための効果的な食の推進
- ・食文化や伝統料理の継承、勝山産の野菜の普及
- ・小学生男子において肥満度 20%以上の児童の増加
- ・中学生において裸眼視力 1.0 未満の生徒の割合増加の防止
- ・スポーツに興味を持つことができる環境づくり

《施策の方向性》

- ・正しい生活習慣を身に付けるための知識の普及啓発や、規則正しく食事をとることができるよう家庭で食卓を囲む機会の推進
- ・スマートフォン・タブレット機器等の適正使用の啓発と目を休める習慣の徹底
- ・身体を動かして遊ぶことを楽しむことができる環境づくり
- ・ライフステージに応じた栄養指導の充実及び伝統料理・行事食などの料理教室の実施
- ・学校、保育園等における食事マナーの学習及び農業体験の推進

〈基本施策〉③ 各家庭の状況に応じた伴走型支援

〈現状と課題〉

令和6年4月から「こども家庭センター」を設置し、保健師・看護師・社会福祉士・保育士などの専門職を配置して相談支援体制を強化することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施しています。

妊娠期からの伴走型支援として妊娠届出時及び妊娠7～8ヶ月時に妊婦面談や妊婦教室を実施しています。出産後の産後ケア事業の実施や全新生児を訪問し、発達や育児についての相談に応じています。

保育園等に入園していない未就園児とその保護者を対象とした子育て支援としては、地域子育て支援センターが中心となって子育て相談や親子の交流の場の提供などを行っています。また、市内の保育園や認定こども園においても、地域の子育て支援として子育て相談や、親子の遊び場として「子育て広場」などを実施しています。

虐待をはじめとする各種相談については、福井県児童・女性相談所と連携して対応するとともに、要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議を随時開催し、関係機関と情報を共有し、地域における連携の強化を図っています。虐待の防止や早期発見に努めるため、啓発活動も行っています。その他、DVに関する相談支援も行っています。

ひとり親家庭への支援としては、児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援、資格取得におけた職業訓練等の給付金支給などの就労支援、生活の安定のための福祉資金貸付やこどもの就学への支援を行っています。母子父子自立支援員が各種支援制度や給付金、貸付金の相談にも応じています。

障がいがある児童への支援としては、各種障害手帳の発行、経済的支援として特別児童扶養手当や医療費等の助成、障害児福祉手当等の支援をしています。福祉サービスにおいては、障害者生活支援センターによる相談を行っています。発達支援のサービスでは「ことばと育ちの教室」で療育指導をしたり、放課後等デイサービスを提供しています。また、医療的ケア児に対しては、各関係機関と連携しながら、相談や経済的な支援を行っています。

障害者社会参加支援事業においては、生活困窮にならないためのお金の使い方の研修会を行っています。

こどもの貧困は、学習面や生活面、身心の健康などさまざまな面において、こどものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが知られています。こどもの貧困対策として、生活困窮世帯へ債務相談、就労相談、家計相談などを中心に相談支援をしています。また、食糧支援を通じて困りごとの聞き取りを行っています。

家族でさまざまな問題（高齢者・介護・障がいなど）を抱える家庭が増加しており、各関係機関と連携しながら支援を行っています。

- ・多様化する家族のあり方に対応した支援
- ・家庭の不和や生活困窮等が原因で子育てをうまく行えない家庭の相談の増加
- ・ヤングケアラーに対する支援体制の構築
- ・奨学金や支援金など進学や就職における相談の増加
- ・年金、障がい、離婚に伴う法律的な相談の増加
- ・医療的ケア児の保護者が希望する福祉サービスの不足
- ・ひきこもりなど生活の中で直面する困難・生きづらさの多様化・複雑化に対応する包括的な支援体制の構築
- ・生活困窮世帯の早期発見や把握のための各関係機関の連携強化と相談窓口の周知

《施策の方向性》

- ・家族のあり方や問題が多様化する家庭のニーズに沿った支援の実施
- ・家庭の不和や生活困窮等の原因で子育てをうまく行えない家庭への支援
- ・児童虐待防止ネットワークの活動の推進
- ・ヤングケアラーに関する実態把握のためのアンケートの実施と、関係機関との連携や支援体制の構築
- ・法律など専門的な相談については他機関と連携した支援体制を構築
- ・障がいのある子がいる家庭が安心して在宅で生活ができるよう、広域利用の受け入れができる体制の整備と関係機関との連携強化
- ・行政全体での包括的な支援体制の確立（重層的支援体制の整備）

〈基本施策〉④ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

《現状と課題》

当市では令和6年より、こども達のために何がもっとも良いことかを常に考え、こども達が健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指すため、こども家庭庁が進める「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しています。取り組んでいるさまざまな子育て支援策を「こどもまんなかアクション」として実施し情報発信しています。

「子育て支援ガイドブック」の発行をはじめ、ポスターやリーフレットの配布、市広報やホームページの掲載、公式 SNS による発信及び各関係機関との連携の強化を図っています。

- ・ 子育て支援施策全般（妊娠期からの子育て期の支援、ヤングケアラー支援、ひとり親への支援、DV 相談、障がい児対策等）の周知と情報発信
- ・ こども家庭センターの周知
- ・ 若い世代に情報が届くような web コンテンツの充実
- ・ 地域で行っている子育て支援等の周知
- ・ 感染症流行期や災害時における保育園やこども園、児童センター、学校への統一的な対応と情報発信や保護者への普及啓発

《施策の方向性》

- ・ 子育て家庭への経済的支援にかかる各種制度について周知・妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口である「こども家庭センター」の利用を促進し、妊娠、出産、子育てに関する知識の普及啓発
- ・ 妊娠期から子育て期の各期にわたる情報を市広報誌や公式 SNS（＃こどもまんなかやってみた）などでの発信
- ・ 感染症に関する保護者への情報提供と感染症予防の統一的な対応と情報発信

〈基本方針〉3 地域全体で子育てを応援

〈基本施策〉① 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成

《現状と課題》

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりとして、勝山市社会福祉協議会では、福祉教育や地域福祉の推進のための「世代間交流」や地域での誕生祝い事業等を行っています。

また、市では、高校生を対象に性教育講座の実施や、社会福祉協議会と合同で小学生を対象とした「命の教室」を実施しています。

市では、令和6年4月1日に、「こどもまんなか応援サポーター宣言」※1をし、SNSで「#こどもまんなかやってみた」を発信し、子育て情報の提供をしています。

※1 「こどもまんなか応援サポーター宣言」…子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同すること。

- ・結婚、妊娠に関する正しい知識を備え、こどもを持つことへの肯定的なイメージを持つ若者を増やすなど、将来の妊娠、出産に前向きな市民を増やす取り組みの充実
- ・地域で行っている子育て支援の周知
- ・「こどもまんなか社会」への機運の醸成

《施策の方向性》

- ・学校と連携した「命の教室」及び体験授業、性教育の継続実施
- ・若者のライフプランセミナーの実施
- ・「こどもまんなか応援サポーター宣言」団体としての取組の推進
- ・「こどもまんなか応援サポーター宣言」の周知及び宣言団体、企業の増加



「こどもまんなか応援サポーター宣言」（令和6年4月1日）

〈基本施策〉② 地域と連携したこどもの居場所づくり

《現状と課題》

市では、放課後の児童の居場所として児童センター9施設を運営しています。地域の子ども数の減少や核家族化、共働き世帯の増加により、児童センターのニーズが高まっており、利用児童数が増加傾向にあります。また近年、熊の出没や災害時、感染症の蔓延等の対応が増えており、小学校と連携した柔軟な運営体制が必要となってきました。

地域では、各地区や任意団体による「親子イベント」や「国際交流イベント」、「こども安心県民作戦事業（見守り活動）」等を行い、青少年健全育成事業の推進をしています。地域や民間では、子どもをはじめとする地域の居場所をつくろうと、不定期で地域の人が集う場所を設ける活動も始まっています。

地域の公園においては、遊具等が老朽化しているとともに、現代のニーズに適していないものも見られます。

また、長年市民から要望のある屋内遊び場については、県の「こどもの遊び場整備事業」が制度化されたことを受け設置に向けて庁内で検討を進めています。

現在、教育会館は高校生の学習の場（フリースペース）としても活用されており、こども達の安全な居場所としての役割も担っています。

- ・ 児童センターの活動の充実
- ・ 老朽化に伴い使用不可となる公園施設の増加
- ・ 屋内遊び場や若者の居場所の整備

《施策の方向性》

- ・ 児童センターと関係機関や地域との連携を強化し、さまざまな体験活動や交流活動の推進
- ・ 児童センターの空調や照明等の整備による環境改善
- ・ 災害時等の連絡や個々の児童対応など児童センターと小学校と連携体制を強化
- ・ 見守り活動や各種イベントを通じた家族のふれあいや地域との交流の促進
- ・ 公園施設の修繕を適切に進め、安全で利用しやすい公園づくりの促進
- ・ 中央公園や元祿線の再整備、屋内遊び場、子育て支援施設との連携による賑わいのある中心市街地の形成
- ・ 長山公園及び勝山市体育館ジオアリーナが相互に連携し、市民のスポーツ活動や憩いの場としての活用促進
- ・ 地域の居場所を新たにすることへの活動支援

〈基本方針〉4 こどもの夢や希望を応援

〈基本施策〉① 質の高い教育環境の整備

《現状と課題》

少子化に伴う市立保育園の園児数の著しい減少から、勝山市立保育園のあり方について検討し、令和5年度末に公立保育園（2園）、令和7年度末に公立幼稚園（1園）の廃園を決定しました。これにより、令和8年度より幼児教育・保育施設は私立保育園（2園）、私立認定こども園（7園）となります。

また、中学校については、令和9年4月1日に市内の3中学校を1校に統合した「勝山中学校」の開設が決定し、隣接する県立勝山高等学校と連携を進めていきます。令和8年には、県立大学恐竜学部勝山キャンパスが開校予定で、勝山市の教育環境がより充実したものとなります。

市では、質の高い幼児教育・保育の実現を目的とした「かつやまっこすくすくビジョン」を推進し、保育士等対象の研修を通じて質の向上を図っています。また、幼少期から外国人や外国文化に触れる機会の提供と異文化理解を推進することを目的に、国際交流員が保育園や認定こども園、幼稚園、小中学校、児童センターを訪問し、外国語にふれる体験活動を実施しています。

小中学校においては、「児童生徒が主体の楽しくわかる学び」の実現に向け、ICT機器の効果的な活用や授業改善等のさらなる取り組みを推進しています。

人権擁護については、毎年、人権擁護委員が園や小中学校を訪問し、人権の花運動、人権教室など人権に関する普及啓発を実施しています。

また、小中学校では、こどもの権利やSOSの出し方に関する教育、ポジティブ教育※1を推進しています。

さらに、ESD※2を通じた探究的な学習の支援を一層進め、予測困難な課題に立ち向かいグローバル社会※3で活躍するための自立する力、協働する力の基礎を培っています。勝山市の歴史・文化・産業・自然を題材にESDを展開し、ふるさとへの誇りと愛着心を育てています。他市町の児童と交流できるかつやま恐竜スクール等、学校外での学習にもたくさんの児童生徒が参加しています。

※1 ポジティブ教育…こども達一人ひとりの学ぶ力を育むと同時に自分らしく幸せに生きていく力を培うための教育

※2 ESD…持続可能な開発のための教育

※3 グローバル社会…地域や国がそれぞれの範囲を超えて経済・文化・情報等世界規模でお互いに影響を与え合う社会

- ・一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実
- ・不適切保育防止のため、保育士等の質や専門性の向上
- ・配慮が必要な児童に対する児童厚生員の専門性の向上

- ・ ICT を使いこなす力や情報活用能力の育成
- ・ 人権意識の普及啓発の充実
- ・ 幼少期から外国人や外国文化に触れる機会の提供

《施策の方向性》

- ・ 「かつやまっこすくすくビジョン」に沿った幼児教育・保育の推進
- ・ 保育士等の質の向上に向けた巡回相談や研修、適切な就学支援及び教育支援の実施
- ・ 相談と支援体制づくりのため、各関係機関による連携の充実と各園、各校への情報提供
- ・ 児童厚生員の資質向上
- ・ ICT 機器の効果的で効率的な活用場面の授業実践や児童生徒のニーズに適した AI ドリルの活用
- ・ 人権擁護委員、法務局及び関係機関と協働した取り組みやこどもの人権に関する啓発活動の実施
- ・ こどもの権利や性の多様性に関する研修会の開催
- ・ 国際交流員による保育園やこども園、学校、児童センター等への訪問やこどもを対象としたイベント等の実施

〈基本施策〉② こどもが安心して過ごし遊び学ぶことのできる環境づくり

《現状と課題》

幼小接続協議会において、5歳児担任と小学1年生担任との連携を密にし、公開保育や公開授業を通じて互いの教育・保育内容の理解の促進を図っています。支援が必要な児童に対しては、必要なサポートが受けられるよう保育園や認定こども園、幼稚園と小学校が密接に連携や情報交換をしています。その中で、発達障がい等で配慮が必要な児童には、教育支援の実施や各学校に支援員を配置しています。

小中学校においては、お互いに認め合う学級・学校づくりに努め、幅広い交流及びインクルーシブ教育※1を推進しています。

各小中学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消後の継続的見守りやいじめの意識調査を実施し、いじめ対策に取り組んでいます。

不登校については、毎月「状況シート」を活用して、気がかりな児童生徒に関する情

報共有の徹底や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※2、適応指導教室職員※3の専門スタッフや福祉・医療等の機関と連携し、こども達の相談支援を行っています。不登校児童生徒や、その兆しが見え始めた児童生徒には、「サポートルーム」の支援員が支援しています。

また、こども達が安心して遊び学べるように保育園や認定こども園、幼稚園、小中学校において、園舎等の管理を行っています。

こどもの交通安全を確保するため、保育園等では交通安全教室を実施し、交通安全教育を推進しています。また、園児が集団で移動する経路に危険箇所がないか調査・点検をし、危険箇所の安全対策を実施しています。

市内の公共交通については、日常的に若者の利用はほとんどなく、その体制維持が難しくなっています。

※1 インクルーシブ教育…多様性の尊重を強化し障がいや病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、すべてのこども達が同じ環境で一緒に学ぶ教育

※2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー…児童生徒が抱える問題を解決するために支援を行う専門職

※3 適応指導教室職員…不登校児童生徒の支援を行うために、相談や指導、集団活動、カウンセリングなどを実施する職員

- ・発達障がいなどで配慮が必要な児童生徒の増加
- ・不登校や支援を必要とする児童生徒の増加
- ・新中学校開校によるスクールバスの整備
- ・若者が利用しやすい公共交通のあり方の検討

《施策の方向性》

- ・医療的ケア児や障がい児の保育支援体制の強化
- ・配慮が必要な児童、生徒に関する各小中学校と関係機関との情報共有
- ・不登校支援に関する情報共有と発信
- ・「魅力ある学校づくり」に向けた授業や学校行事等の推進
- ・全教職員対象の気がかりな児童生徒に関する研修の充実
- ・児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員の配置及び施設設備の充実
- ・園舎の改修や備品整備による保育環境の改善
- ・朝晩のスクールバスの整備と市内全域を予約に応じたコミュニティバスの運行（フルデマンド）の体制整備

〈基本方針〉5 若者がいきいきと活躍できるまち

〈基本施策〉① 結婚を希望する方の支援

《現状と課題》

若年層の市の人口に占める割合が年々減少しており、特に、男性より女性の割合の減少が著しくなっています。アンケートでは、結婚に対する不安として「結婚資金」「住居」「職業や仕事上の問題」が上位となっており、この状況を改善するため、市では結婚相談事業や結婚新生活支援事業による経済的支援、婚活イベントの実施、福井県のマッチングアプリ「ふく恋」の利用促進を行っています。

○若年層の人口に占める割合

		平成 20 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～49 歳	男	37.3%	35.9%	35.1%	34.4%
	女	35.5%	31.8%	31.4%	30.0%
20～39 歳	男	19.7%	20.5%	19.8%	17.6%
	女	19.1%	17.3%	16.6%	15.0%

各年 国勢調査 年代別人口構成割合 勝山市抜粋 (国勢調査人口等基本集計(総務省統計局))

○結婚相談等利用状況

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
結婚相談件数	120 件	66 件	53 件	91 件	126 件
「ふく恋」登録者数 (勝山市民)	—	—	19 人	36 人	31 人

- ・若者へのイベントの効果的な周知と女性の参加者不足
- ・マッチング後の交際や成婚の未発展

《施策の方向性》

- ・市民活動や県の事業と連携した効果的な事業の実施
- ・出会いから交際、成婚に向けた伴走型支援
- ・結婚、育児等のポジティブイメージの創出、発信
- ・市民団体や民間と連携し、若者が参加しやすいイベントの実施

〈基本施策〉② 悩みや不安を抱える若者の支援

《現状と課題》

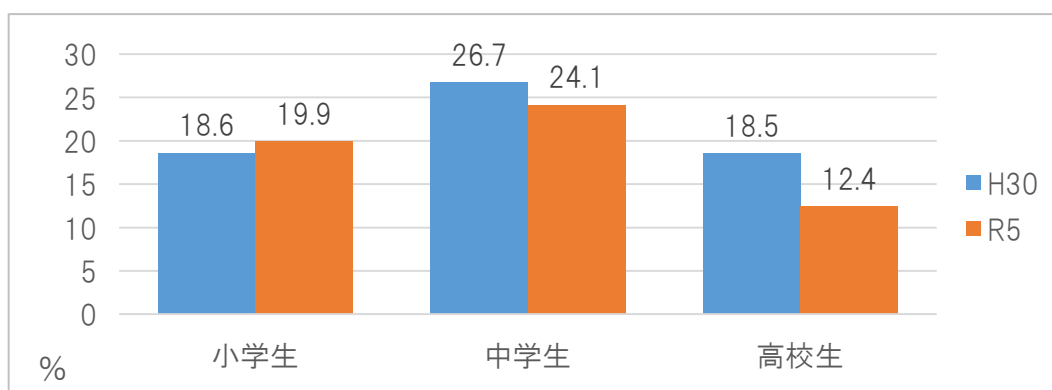
令和４年に実施した住民意識調査報告書によると、平成３０年と比較して悩み事がある小学生の割合が増加しており、また、小学生では悩みを相談する相手のいる児童の割合が低くなっています。

こども家庭センターでは保健師、看護師、社会福祉士、保育士などの専門職を配置し、こどもからの相談を受け付けています。こどものＳＯＳを受け止め、学校と連携しながら相談や支援を実施しています。

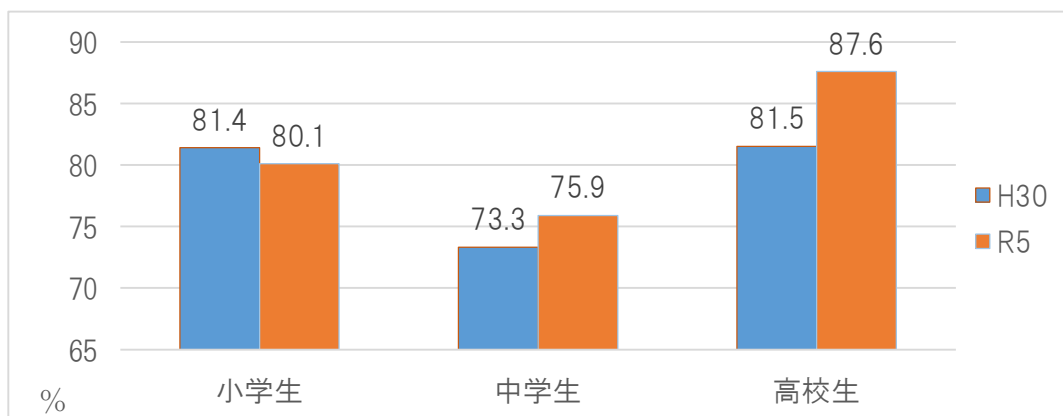
ひきこもりの方の相談については、時折、親世代からの相談があり、障害者支援センターが対応していますが、当事者が支援を望まず、相談のみで支援に繋がりにくい状況にあります。また、ひきこもりの方の実態把握も難しいのが現状です。

勝山市社会福祉協議会では、だれでもいつでもこられる場所として「たまり場 Cafe」やサンプラザ内で「まちなか Cafe」の運営を行っています。

○悩みがある児童・生徒の割合（資料：住民意識調査報告書）



○悩みを相談する相手のいる児童・生徒の割合（資料：住民意識調査報告書）



- ・ 行政が実施する相談窓口の若者への周知
- ・ 若者への支援方法の工夫

《施策の方向性》

- ・ 若者への相談窓口等の情報発信
- ・ 悩みを持つ若者が相談しやすい環境づくり
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携

〈基本施策〉③ 若者の夢や希望を応援

《現状と課題》

市では、大学等への進学意欲の向上及び進学促進を図ることを目的とした「進学支援金」の交付や、奨学金の貸与を受けた者が大学等を卒業後、市内に定住した場合に、当該奨学金の返還を減免する「勝山市育英資金奨学金返還減免」等の制度を実施しています。

また、人口減少対策や少子化対策として、豊かな自然・歴史・文化、子育てしやすい環境が「すぐそこ」にあることをアピールし、移住定住を推進するため、その政策として、U・I ターン奨励金、U・I ターン就職等奨励金、移住就職支援金等の補助制度を行っています。

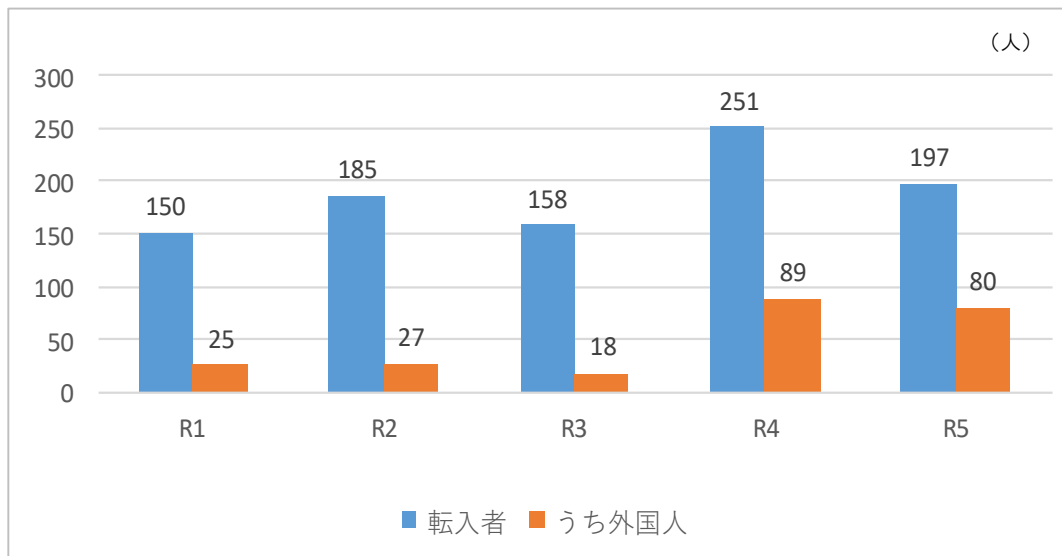
大阪や東京などの大都市で開催する移住フェアでは、リーフレットなどで情報の提供や、個別の相談会などを行っています。

若者の転入者の推移をみると、令和4年度に251人と増加傾向にあり、そのうち外国人が89人となっています。人材不足による外国人の雇用が増えていることも増加傾向の要因と考えられます。

若者がやりたいことに挑戦できるまちを創るために、まちづくりに関するチャレンジを支援する「ちょいチャレ応援事業補助金」等の制度を実施しています。また、若者の定住に繋がるよう、市内企業への大学生インターンシップ受け入れや中学生に対し市内企業の魅力をPRする機会の提供を産業フェアにおいて行っています。

令和7年度より、恐竜をはじめとした古生物学や地質学などを学ぶことができる福井県立大学恐竜学部が開設され、福井県立恐竜博物館隣接地に整備される勝山キャンパスでの学習が令和8年度に始まります。

○ 30歳未満の転入者の推移



(こども課調べ)

- ・若者支援に関する情報の周知
- ・福井県立大学恐竜学部開校に向けた学生への支援
- ・移住定住促進に向けた勝山市の魅力発信
- ・外国人が暮らしやすい環境づくり

《施策の方向性》

- ・給付型奨学金制度の検討
- ・若者支援に関する情報発信
- ・勝山市内企業と連携し地元企業の魅力を発信
- ・勝山市内に居住する福井県立大学恐竜学部生への各種支援
- ・福井県立大学恐竜学部と市内小中学校、勝山高校の連携体制の構築
- ・移住、定住促進事業の推進
- ・外国人に対する生活情報の提供
- ・市内在住外国人との交流機会の創出

〈基本施策〉④ こども・若者の意見の反映

《現状と課題》

市では、市民生活の現状について全体の傾向を把握し、これまでのまちづくりに対する市民の意識や、これからの市政に対するニーズを把握するため、市民アンケートを実

施し、中学生や高校生、16歳以上の市民の声を聞き、総合計画に反映しています。
また、こども計画策定にあたり、県では若者を対象に Web アンケートを実施し、市においても「スクールミーティング」と称し、市内3中学校と勝山高校の生徒会執行委員に意見を聞きました。児童や生徒の意見としては、商業の充実や公園や屋内遊び場の整備、若者の居場所を望む声が多く聞かれました。

学校や教育に関しては、職業体験の機会を増やしてほしい、奨学金制度や教育費等の経済的支援を求める意見が多くありました。これら意見として出された、経済的支援、交通、居場所等について本計画に反映し、また、担当課や関係機関と共有し、施策に反映していきます。

社会福祉協議会では、勝山高校生に対するボランティアセンターの運営委嘱や市内中学生が「こども映画会」を企画運営し開催するなど、地域のイベントに若者が参加する機会を作っています。

・若者が「勝山に住みたい」という意識の醸成

○表 福井県について「こんな助けがあったらいいな」「こんなことに困っている」複数回答意見として多かったもの3項目（福井県 web アンケート結果より）

小学生	商業の充実 32 名 ・大きな商業施設を増やしてほしい。 ・スポーツやカラオケ等の複合施設がほしい。	遊び 17 名 ・大きな公園がほしい。 ・屋内の遊び場がほしい。	観光 8 名 ・いろいろな人に福井県を知ってもらいたい。 ・特産品が増えるといい。
中学生	商業の充実 25 名 ・ファストフードのチェーン店を増やしてほしい。	観光 10 名 ・全国に福井県を知ってもらいたい。	その他 6 名 ・Wi-Fiを整備してほしい。
高校生	商業の充実 32 名 ・大きな商業施設を増やしてほしい。 ・ファストフードのチェーン店を増やしてほしい。	交通 19 名 ・えち鉄など公共交通の本数を増やしてほしい。 ・通学路の整備をしてほしい。（段差、街灯、路面の凸凹）	遊び 11 名 ・若者が遊べる場所を増やしてほしい。

勝山市回答分 425 人：内訳 小学校 144 人、中学生 112、高校生 169 人

《施策の方向性》

- ・若者の意見を聞く機会の創出
- ・地域のイベントに若者の積極的な参画の促進
- ・地域や職域と連携した職業体験の機会の創出

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

5-1. 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法において、市は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容」（確保方策）について定めることになっています。

「量の見込み」とは保育園や認定こども園等の教育・保育や一時預かり事業や病児保育事業等の地域子ども・子育て支援事業について、将来必要となる利用人数を見込むことで、「確保方策」はそれに対する提供体制の確保の内容です。「確保方策」は目標を設定し、年次計画として策定することとされています。

5-2. 事業体系について

(1) 教育・保育給付事業

幼稚園や保育園、認定こども園等が実施する子育て支援に要する費用を市が施設等に対し給付費として支給します。これは、「子どものための教育・保育給付事業」といい、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。現在勝山市には「地域型保育給付」の対象施設はありません。

	対象施設	概要
施設型 給付	幼稚園	保護者の就労等にかかわらず3～5歳児を預かり、幼児教育を提供する
	保育園	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、幼児教育を提供する
	認定こども園	幼稚園と保育園が一体となった施設
地域型 保育給付 ※	小規模保育	利用定員6～19人の小規模な保育施設で0～2歳児に保育を提供する
	家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児に保育を提供する
	居宅訪問型保育	保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する。いわゆるベビーシッター
	事業所内保育	主として自社の従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供する

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法においては、地域の子ども・子育て家庭の実情やニーズに応じ、「地域子ども・子育て支援事業」(13事業)を実施することが定められていましたが、新たに児童福祉法改正により⑭～⑯の3事業が、また子ども・子育て支援法の改正により、⑰～⑲の3事業が位置づけられました。

地域子ども・子育て支援事業

	事業名	事業概要
①	利用者支援事業	こどもや保護者が、適切な事業を選択し利用できるように支援する
②	地域子育て支援拠点事業	育児に関する相談・指導や講習などの企画を行う。勝山市では地域子育て支援センターを設置
③	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査を行う
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に係る情報提供や、養育環境等の把握を行う
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談支援・育児援助などを行う
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等により、こどもの養育が困難になった際、児童養護施設においてこどもを預かる
⑦	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	育児の応援を依頼したい人と、応援できる人が会員として登録し、こどもの送迎等、相互支援を行う
⑧	一時預かり事業(幼稚園における在園児対象とした一時預かり)	幼稚園入園者を対象に教育標準時間を超えて預かる
	その他の一時預かり	保護者が疾病等により、保育が必要なこどもを一時的に保育園で預かる
⑨	延長保育事業	保護者の就労時間の確保等のために、通常保育の時間を延長して保育園でこどもを預かる
⑩	病児保育事業	こどもが病中や病気の回復期に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設でこどもを預かる
⑪	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家にいない場合など、こどもの放課後における生活の場を提供する
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案して基準に該当する者に対して日用品、文房具などの購入費用の一部を助成する
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進する

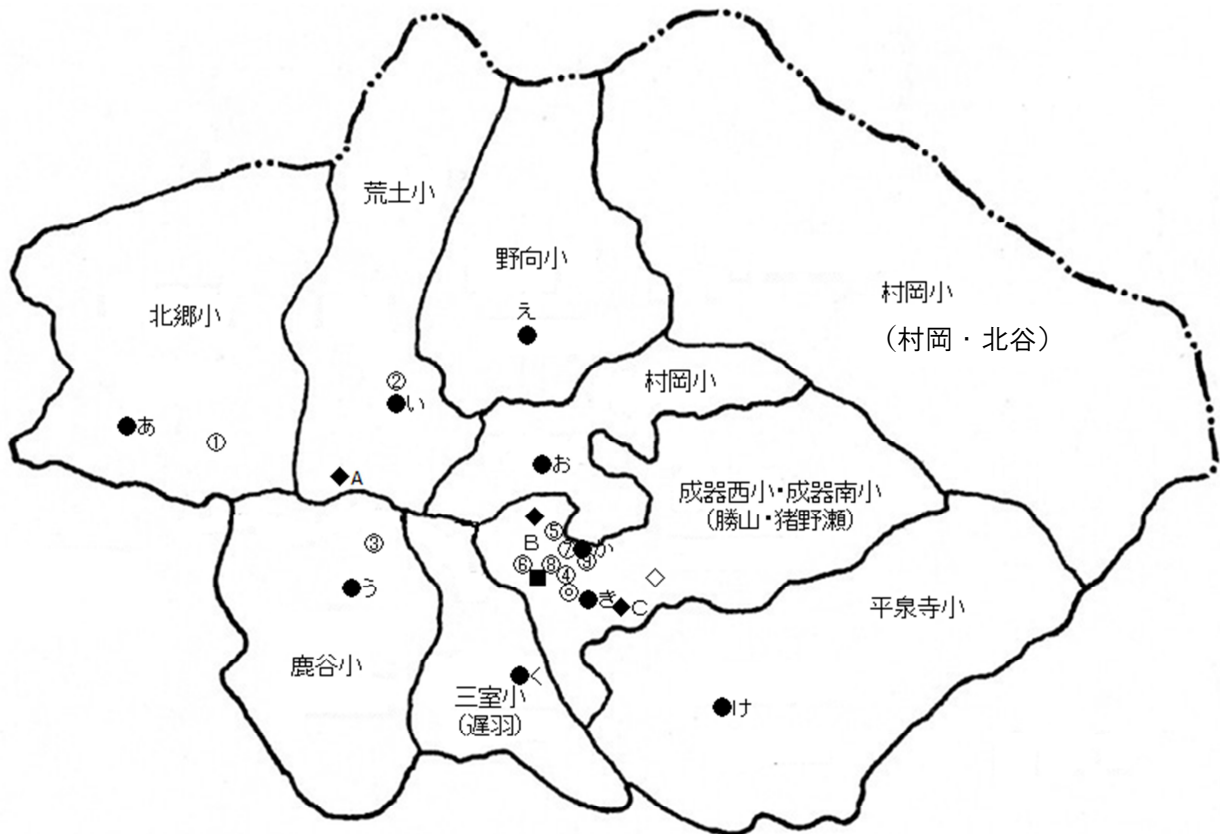
新たに位置づけられた地域子ども・子育て支援事業

	事業名	事業概要
⑭	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を行う
⑮	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐなど、包括的に支援を行う
⑯	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業
⑰	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う
⑱	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育園、認定こども園等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園制度
⑲	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う

5-3. 提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本計画では、第2期子ども・子育て支援事業計画と同様に、放課後児童健全育成事業については小学校区ごとに事業を実施しているため小学校区を区域とし、その他の事業は市全域を1つの区域として設定します。



(保育園、認定こども園)

- ①北郷わしのご保育園
- ②上野こども園
- ③鹿谷保育園
- ④南こども園
- ⑤しろきこども園
- ⑥中央こども園
- ⑦きたこども園
- ⑧ケイターこども園
- ⑨まつぶんこども園

●児童センター

- あ 北郷児童教室
- い 荒土児童ホール
- う 鹿谷児童センター
- え 野向児童館
- お 村岡児童教室
- か 成器西児童教室
- き 成器南児童教室
- く 遅羽児童館
- け 平泉寺児童館

◎成器南幼稚園

- ひかり病児保育園
- ◇子育て支援センター

◆中学校

- A 勝山北部中学校
- B 勝山中部中学校
- C 勝山南部中学校

5-4. 教育・保育給付事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。その認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

(1) 支給認定区分

認定は次の1～3号、施設等利用給付1～3号の区分で行われます。

教育・保育給付	認定	認定区分	対象者	保育の必要量	保育の必要性	対象施設		
						認定こども園	幼稚園	保育園
	教育認定	1号認定	満3歳以上就学前のこども	教育標準時間	なし	○	○	
	保育認定	2号認定	満3歳未満就学前のこども	保育短時間 保育標準時間	あり	○		○
		3号認定				○		○

(2) 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の就労状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量	利用時間	事由	
		就労・就学 親族の介護・看護	そのほか
保育標準時間	最大11時間	月120時間以上 (フルタイムを想定)	・出産前後 ・保護者の疾病、負傷、障害 ・虐待やDV など
保育短時間	最大8時間	月48時間～120時間未満 (パートタイムを想定)	・育児休業、下の子の育児中 ・求職活動 など

5-5. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

5年間の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、「教育・保育の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗を管理していきます。

（1）教育・保育給付事業

①幼稚園・認定こども園（教育）

幼稚園は学校教育法に基づく教育機関で、勝山市では満3歳に達した日以後の最初の4月1日から入園することができます。

認定こども園（幼保連携型）は、認定こども園法に基づく教育・保育機関で、1号認定では満3歳に達した日の翌月から利用することができます。

保護者の就労の有無に関わらず利用ができる1号認定（教育標準時間認定）となりますが、2号認定（満3歳以上、保育の必要性あり）のうち、学校教育の利用希望が強いこどもについても、幼稚園及び認定こども園（幼保連携型）を利用することができます。

②保育園・認定こども園（保育）

保護者の就労や病気などで、家庭でこどもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育をする施設です。

子ども・子育て支援新制度では2号認定（満3歳以上、保育の必要性あり）と3号認定（満3歳未満、保育の必要性あり）に区分され、3号認定はさらに0歳児と1・2歳児に分けて量の見込みを算出しています。

【確保の内容】

現在、幼稚園1園及び保育園、認定こども園9園にて教育・保育の提供を行っており定員と量の見込みの合計を比較するといずれの年度も充足できる結果となっており、定員の状況から教育・保育施設を新たに整備する必要はなく、現状にて対応が可能となっています。

地域型保育事業（満3歳未満児対象）について、勝山市では現在対象となる施設等はなく、保育園等にてニーズ量を確保できるものと考えます。

なお、令和8年度は成器南幼稚園の閉園により1号認定の定員が40人減り、令和9年度より認定こども園1園において定員見直しの計画があるため、1号認定の定員が3人、2号定員が20人減少する見込みとしています。

量の見込みと確保方策から、ニーズに対する供給量は保育園、認定こども園にて十分確保ができる見込みあるため現状の体制を維持するものとします。

教育・保育合計

(単位:人)

年度		令和 5 年度(現状)					令和 7 年度				
認定区分		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育	保育	0 歳	1・2 歳		教育	保育	0 歳	1・2 歳
①量の見込み	教育・保育	21	14	355	86	221	23	15	349	73	222
	計	35		662			38		644		
②確保方策	教育・保育	89		715			89		655		
②－①		54		53			51		11		

年度		令和 8 年度					令和 9 年度				
認定区分		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育	保育	0 歳	1・2 歳		教育	保育	0 歳	1・2 歳
①量の見込み	教育・保育	22	15	340	72	218	22	14	331	70	214
	計	37		630			36		615		
②確保方策	教育・保育	49		655			46		635		
②－①		12		25			10		20		

年度		令和 10 年度					令和 11 年度				
認定区分		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育	保育	0 歳	1・2 歳		教育	保育	0 歳	1・2 歳
①量の見込み	教育・保育	21	14	321	69	207	20	13	311	67	203
	計	35		597			33		581		
②確保方策	教育・保育	46		635			46		635		
②－①		11		38			13		54		

（２）教育・保育の一体的提供及び推進について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れる施設です。

本市では、平成 28 年度から令和元年度にかけて、私立保育園のうち 7 園が幼児教育と保育を一体的に実施する「幼保連携型認定こども園」に移行し、幼児教育・保育の一体的な提供を行っています。

今後も幼児教育・保育事業の方向性や出生数の動向を見極めながら、各施設の個別事情等に留意する中で、保育園・認定こども園の定員の適正化及び認定こども園への移行に向けた支援を進めていきます。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

（４）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

小学校就学前のこどもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、0 歳児のこどもの保護者が、育児休業満了時（原則 1 歳到達時）から特定教育・保育施設等を利用できるよう、今後も継続して実施します。

また、休業開始前既に事業を利用していたこどもについては、継続して利用できる取扱いとします。

5－6．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

5年間の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保方策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報の収集と提供を行うとともに、こども、又は保護者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行う事業です。

令和6年4月1日よりこども課において「こども家庭センター」を設置し、利用者支援専門職員の配置により子育て支援事業の円滑なサポートを行っていきます。

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【確保の内容】

令和6年4月1日よりこども課において「こども家庭センター」を設置しており、引き続き利用者支援専門職員の配置により子育て支援事業の円滑なサポートを行っていきます。

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業で、勝山市では市民交流センター内に地域子育て支援センター「カンガルーのお部屋」を設置し、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供や子育てに関する講習会などを実施しています。

(単位:人[延べ人数])

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1,750	1,750	1,709	1,668	1,619	1,578
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【確保の内容】

現在、地域子育て支援センターは、量の見込みを受入れるだけの体制は十分に整っているため、現状を維持する中でさまざまなサービスを提供していきます。

また、教育会館の改修とともに教育会館に移転し、こども家庭センターと連携し対応していきます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では妊婦の健康管理を目的とした健診を県内の医療機関に委託して実施しており、14回まで公費による助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(単位:人[実人数])

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	140 (1,093 回)	137 (1,069 回)	134 (1,046 回)	131 (1,022 回)	128 (999回)	125 (975回)
確保方策	実施場所:県内の病院等に委託 検査項目:国の基準 実施時期:随時					

【確保の内容】

市では県医師会に加盟する病院、医院、診療所等や助産所に委託し利用者がいつでも適切に受診できるよう実施していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

市では保健師や保健推進員が訪問を行っています。

(単位:人[実人数])

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	76	93	91	89	87	85
確保方策	実施機関：勝山市、保健推進員協議会 実施体制：85人					

【確保の内容】

保健師及び保健推進員により、生後4か月以内の訪問率100%を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行う事業です。

(単位:人[実人数])

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0	0	0	0	0	0
確保方策	乳児家庭全戸訪問と同時に確認					

【確保の内容】

勝山市では、「養育支援訪問事業」としては実施していませんが、乳児家庭全戸訪問の際に支援が必要と判断された場合には、養育支援訪問事業と同内容の支援を実施しています。

また、関係機関が適切な支援のために必要な情報の交換を行い、要支援児童、特定妊婦を早期発見し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

（単位：人〔延べ人数〕）

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	11	11	10	10	10
ショートステイ	3	2	2	2	2	2
トワイライトステイ	20	9	9	8	8	8
②確保方策	実施場所：偕生慈童苑（大野市）、済生会乳児院（福井市）					

【確保の内容】

勝山市にはショートステイ及びトワイライトステイの受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は児童養護施設「偕生慈童苑」（所在地：大野市）、済生会乳児院（所在地：福井市）に委託し受入れを行っています。

今後の量の見込みについても、新たに施設を整備し事業展開していただくのニーズ量がないため、これまでと同様に、偕生慈童苑、済生会乳児院に委託する体制を維持しながら、新たな利用希望があった場合は、他施設の利用にも対応していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と、育児の援助を行いたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

（単位：人〔延べ人数〕）

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

勝山市では未実施の事業ですが、ニーズがないことから確保方策は必要ないと考えますが、今後、ニーズが出てきた場合には、実施することが可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は幼稚園及び認定こども園（Ⅰ号認定）における在園児を対象とした預かり保育事業並びに保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなど家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

（単位：人〔延べ人数〕）

			現状	推計				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	在園児 対象	1号	1,799	1,753	1,707	1,661	1,609	1,562
		2号	1,386	1,510	1,470	1,429	1,385	1,345
	在園児 以外		1,126	1,044	1,020	995	966	941
②確保 方策	在園児 対象		3,185	3,263	3,177	3,090	2,994	2,907
	在園児 以外		8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120
②－①			6,994	7,076	7,100	7,125	7,154	7,179

【確保の内容】

幼稚園及び認定こども園（Ⅰ号認定）の在園児対象の預かり保育については在園児が対象であり、実施体制が確保されているため今後も事業を継続していきます。

それ以外の一時預かりについても、保育園及び認定こども園の受入れ体制には余裕が有りニーズ量をカバーできるため、この体制を確保しながら事業を継続していきます。

なお、一時的な保育や送迎サービスを行う「子育て生活応援隊事業」も活用しながらより幅広いニーズに対応していきます。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化や広域化等に伴い、通常の保育利用時間を超えて保育を必要とする世帯に対し、保育園や認定こども園が在園児を預かる事業です。

(単位:人[実人数])

		現状	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		233	210	205	200	194	189
②確保 方策	人数	233	210	205	200	194	189
	箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
②－①		0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

市内のすべての保育園及び認定こども園で延長保育事業を実施しています。今後も同様に希望者に対し延長保育事業を行っていきます。

(10) 病児保育事業

病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）は、病気、又は病気回復期にあるため集団保育が困難かつ保護者の事情により家庭で保育できない児童を医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

また、令和6年度より、保育中に「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、安全な体制を確保する病児保育の「体調不良児対応型」事業も実施しています。

病児保育事業(病児・病後児対応型)

(単位:人[延べ人数])

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	354	354	346	337	328	319
②確保方策	354	354	346	337	328	319
②-①	0	0	0	0	0	0

病児保育事業(体調不良児対応型)

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②確保方策	0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【確保の内容】

市内では現在、「ひかり病児保育園」において病児・病後児保育事業、「上野こども園」では体調不良児対応型病児保育事業を実施しており、集団保育ができないこどもを安全安心な体制で保育を行っています。

近年の保護者の多様なニーズに対応するため、委託先の拡充を進めていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは学童保育ともよばれるもので、保護者の就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休業中に生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

（単位：人[実人数]）

		現状	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	低学年	388	380	365	350	335	321
	高学年	199	205	199	193	187	181
②確保方策		9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
		587	585	564	543	522	502
②－①		0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

市では小学校区ごとに各児童センターに放課後児童クラブを設置して留守家庭児童の対応を行っています。小学1年生から6年生までの全学年を対象として受入れを行っており、今後も9施設の現体制を維持しながら事業を推進していきます。

土日については、利用者が少ないことから運営方法について検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園、認定こども園、幼稚園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の内容】

これまでも実施してきた事業であり、今後も対象者に対して助成を実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への事業者の参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築を行う事業です。

【確保の内容】

事業者の参入について、勝山市では待機児童がなく教育・保育施設も充足していることから基本的に事業に取り組む予定はありません。

特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制の構築については、これまでも実施してきた事業であり、今後も対象施設に対して助成を実施していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(単位:人[延べ人数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2

【確保の内容】

児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯やネグレクト、ヤングケアラー、特定妊婦などの世帯において相談を受ける中で、支援が必要と判断した場合に既存の事業、地域資源を組み合わせて対応していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(単位:人[延べ人数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1

【確保の内容】

一時保護が解除され、児童相談所から市に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童がいると判断した場合に既存の事業や地域資源を組み合わせ対応していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

(単位:人[延べ人数])

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3

【確保の内容】

保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援が必要と判断した場合に既存の事業、地域資源を組み合わせ対応していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

		現状	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	86	93	91	89	87	85
	1組当たりの面談回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	面談回数合計	253回	279回	273回	267回	261回	255回

【確保の内容】

令和6年4月1日よりこども課において「こども家庭センター」を設置しており、専門職員の配置によりニーズに応じた伴奏型支援を行っていきます。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育園、認定こども園等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園制度です。

(単位:人)

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0歳児	69	68	66	65	63
	1歳児	20	19	19	18	18
	2歳児	4	4	4	4	4
確保 方策	0歳児	69	68	66	65	63
	1歳児	20	19	19	18	18
	2歳児	4	4	4	4	4

【確保の内容】

保育園・認定こども園に委託し実施します。新規事業であるため、令和7年度の実績を勘案し令和8年度以降の確保方策を必要に応じて見直していきます。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

量の見込みは国の手引きに基づいて算出しています。

(単位:人)

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	24	130	129	133	136	140
A 推計産婦数	86	93	91	89	87	85
B 全産婦数	203	169	184	180	176	172
C 利用見込み産婦数	15	79	87	90	92	94
D 平均利用日数	1.6 日	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日
確保方策(延べ人数)	24	130	129	133	136	140

【確保の内容】

令和7年度より利用範囲を市内医療機関・助産院から県内全域に拡大して実施します。出生届出時に全産婦に利用券を交付し、保健師の産婦訪問等で利用方法等の説明を行い、実施機関と連携し、産婦等の心身の状態を把握し、必要な支援を提供していきます。

第6章 計画に基づく施策の指標

計画に基づく施策を着実に推進するため、数値目標を設定し、毎年、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価していきます。

また、上位計画である総合計画の政策を実現するための施策や具体的な取組みを示す「第2次地方創生総合戦略」で掲げる指標についても合わせて評価し、取組みの効果を検証し、施策の推進を図っていきます。

(1) 計画の指標

基本方針と基本施策	項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
(1) こども子育ての幸せを実現	家事分担で夫婦で協力している人の割合	22.1%	40%
	父の育児休業取得率	8.6%	30%
	①子育てに関する不安や経済的負担の軽減	病児保育施設の施設数 (病児・病後児・体調不良児型)	1 箇所 3 箇所
	②仕事と子育てが両立できる環境づくり	乳児等通園支援事業(誰でも通園)の実施施設数	0園 4園
	③子育てに関わる人材の確保	子育て支援センター”パパと遊ぼう”参加者数	53組 70組
		子育て生活応援隊利用者の数(延べ人数)	19 人 200 人
		中高生の保育体験の機会	1 回 5回
		今後も保育士を続けたい人の割合	62.6% 80%
(2) こどもの安全・安心を確保	市内にかかりつけ医を持つ小学生の割合	90.2%	95%
	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	市内で妊婦健診を受ける妊婦の割合	58.5% 70%
	②健やかな成長を促す生活習慣の確立	産後ケア利用率 (実利用者数/出生数)	17.4% 80%
	③各家庭の状況に応じた伴走型支援	朝食を食べる小学生の割合	83.7% 100%
	④必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	午後 10 時までに寝る 5 歳児の割合	91.7% 95%
		中学生の裸眼視力 1.0 以上の割合	38.1% 40%

	子育て相談窓口の認知度	65.0%	75%
	勝山市公式 LINE 子育て情報を希望する人の数	1,267 人 R6.10.28 現在	2,000 人
(3) 地域全体で子育てを応援	こどもまんなか応援サポーター宣言団体数	1 箇所	10 箇所
①結婚、妊娠・出産、子育てに 温かい社会づくり・機運の醸成 ②地域と連携したこどもの居場所づくり	屋内遊び場の整備	0 箇所	1 箇所
	小学生を対象とした「命の教室」の開催回数	2 校	5年間で全 小学校各1 回以上
	児童センターと地域が連携したイベントの開催回数	65 回	70回
	住民主体のこどもをふくめた居場所づくりへの支援	1 箇所	5 箇所
	居場所づくりの情報交換会やネットワーク化	0 回	年 1 回
(4) こどもの夢や希望を応援	研修に参加する保育士や児童厚生員の割合	41.0%	50%
①質の高い教育環境の整備 ②こどもが安心して過ごし遊び 学ぶことのできる環境づくり	学校が楽しいと感じる児童の割合	94.0%	100%
	国際交流員との交流の機会	101 回	150 回
	学校は安心して生活できると感じる児童の割合	93.0%	100%
(5) 若者がいきいきと活躍できる まち	結婚応援企業の数	4社	10 社
	ふく恋アプリの登録者数	31 人	50 人
①結婚を希望する方への支援 ②悩みや不安を抱える若者への支援 ③若者の夢や希望を応援 ④こども・若者の意見の反映	悩みを相談する相手のいる生徒の割合 小学生 中学生 高校生	80.1% 75.9% 87.6%	90% 80% 90%
	若者(29歳以下)の転入数	197 人	300 人

(2) 第2期地方創生総合戦略による指標

(子育て・教育分野 第2次地方創生総合戦略より抜粋)



子育て・教育分野におけるまちづくりの指標

指標名	現状 (令和2(2020)年度国調)	目標 (令和7(2025)年度国調)
15歳未満の年少人口	2,468人	2,266人

【設定理由】

子育て・教育環境を充実することにより、出生数の回復、子育て世代の転入増に取り組むことで、「勝山市人口ビジョン」の推計値(2,183人)より減少を緩和する。

指標名	項目	令和3年度 (基準値)	令和5年度	令和8年度
市民アンケートにおける 「出産支援体制の充実」に 満足している人の割合 (満足、どちらかといえば満足)	目標値		25.0%	30.0%
	実績値	18.8%	21.6%	
市民アンケートにおける 「子育て支援の充実」に満 足している人の割合 (満足、どちらかといえば満 足)	目標値		34.0%	40.0%
	実績値	28.6%	29.9%	
市民アンケートにおける 「若者の出会いの場の創出 や結婚相談事業の充実」に 満足している人の割合 (満足、どちらかといえば満 足)	目標値		10.0%	15.0%
	実績値	4.6%	6.7%	

参考資料

こども計画策定経過

日程	作業部会	庁内連絡会義	子ども子育て審議会	その他
R5.10	地域福祉計画アンケート実施・集計・分析			
R6.1	子ども子育て支援に関するアンケート実施・集計・分析			
R6.4	8/末 事業計画調査 10/8, 10, 11、17 生徒会意見徴収 10/末 保育士アンケート	7/29 第1回連絡会 10/9 第2回連絡会	5/27 第1回審議会 計画諮問 9/3 第2回審議会 10/22 第3回審議会 11/14 第4回審議会	6月議会 計画策定説明 12月議会 計画案説明
R7.1		パブリックコメント反映検討	2/7 第5回審議会 2/21 計画答申	パブリックコメント (12/21～1/20) こども若者意見募集 3月議会 計画策定報告

○子ども・子育て支援審議会条例

令和4年12月15日

条例第23号

改正 令和5年3月24日条例第37号

令和6年6月27日条例第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の要請に応じ、勝山市が定める子ども・子育て支援事業計画及び子ども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に定める市町村子ども計画その他関連計画等に係る審議、評価、見直し等に必要な調査を行い、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 教育委員会は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号のほか、職務を行うことが困難又は不相当であると認めるとき。

3 教育委員会は、第1項に規定する任期中に前項の規定による委員の欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱することができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議その他必要なときは、教育委員会が招集する。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に審議会の委員である者は、この条例の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年2月29日までとする。

附 則(令和5年3月24日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

8 この条例の施行の際現に改正前の子ども・子育て支援審議会条例第3条の規定により委嘱された委員(以下「従前の委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の子ども・子育て支援審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定により、子ども・子育て支援審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年2月29日までとする。

附 則(令和6年6月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

○子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則

令和5年3月28日

教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援審議会条例(令和4年勝山市条例第58号)に定める子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育園及び幼稚園の保護者団体の代表
- (3) 子ども・子育て関係団体に属する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 公募の市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(資料提出の要求等)

第3条 議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第4条 審議会の事務局は、こども課に置く。

(委任)

第5条 この規則に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の勝山市子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則(平成25年勝山市規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。

令和6年度 勝山市子ども・子育て支援審議会 委員名簿

任期：令和6年5月27日～令和9年5月26日

NO	ふりがな 氏 名	所属・団体名	役職名等	備考
1	ますだ つばさ 増田 翼	仁愛女子短期大学	准教授	会長
2	やまぎし とみこ 山岸 登美子	勝山市主任児童委員会	委員長	副会長
3	わした もとひろ 鷺田 資博	勝山市PTA連合会	会長	
4	ひろせ けんすけ 廣瀬 健介	成器南幼稚園父母の会	会長	
5	おだ しゅんたろう 織田 峻太郎	勝山市私立保育園保護者連合会	会長	
6	こばやし たつじ 小林 達治	勝山市医師会	会長	
7	たけうち のぼる 竹内 登	株式会社 フクタカ	取締役	
8	たなか こ 田中 るり子	勝山市私立保育園・こども園 園長会	会長	
9	ふかや けんいち 深谷 憲一	ひかり病児保育園	施設長	
10	さいとう ひろこ 斎藤 博子	市民代表	公募委員	
11	ささむら あつこ 笹村 敦子	市民代表	公募委員	
12	どうせき みよこ 道関 実代子	勝山市小中学校 校長会	代表	
13	すぎい まゆみ 杉井 真由美	福井県奥越健康福祉センター	地域保健 福祉課長	
14	たにうち ひでゆき 谷内 英之	勝山市	政策幹	

(事務局)

勝山市教育長	油谷 泉	
勝山市教育総務課	安岡 由佳里	課長
勝山市健康体育課	木船 栄士	課長
勝山市こども課	織田 優子	課長
	中村 博紀	課長補佐
	松井 香織	子育て相談係長
	木下 恵美	幼児教育係長
	中川 真樹子	子育て支援係長



勝山市こども計画
(令和 7 年度～令和 11 年度)

勝山市教育委員会 こども課

〒911-0804 福井県勝山市元町 1 丁目 5 番 6 号

TEL : 0779-88-8771

E-mail : jidou@city.katsuyama.lg.jp →

